

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約1割 (平成30年度)	2割 (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 = A／B A = 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民営借家共同住宅) B = 民営借家共同住宅の総ストック数 ※「一定の断熱性能」:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅 ※「一定の遮音対策」:居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準)以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上 ※初期値(平成30年度):A939,427戸／B13,213,176=7.1%			
【目標設定の考え方・根拠】 子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(2割(令和12年))から設定。			
【 外 部 要 因 】 平均年収の推移、居住ニーズの変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者等			
【 重 要 政 策 】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【 関 係 課 】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局参事官(建築企画担当)付		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設を含む。	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①29%(令和元) ②128団地(令和元)	①おおむね4割(令和12) ②250団地(令和12)
【 指 標 の 定 義 】 ①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A／B) A:各年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B:各年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数 ②UR団地の医療福祉拠点化 ・地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階			
【目標設定の考え方・根拠】 ①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(令和12年までにおおむね4割)を設定したもの。 ②UR団地の医療福祉拠点化 後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、UR団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。			
【 外 部 要 因 】 地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間事業者			
【 重 要 政 策 】 ・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり ・まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) 公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(本論第2章/基本目標4/4－1/(3)/①) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 公的賃貸住宅団地及びその周辺地域等における集約化や建替え・改修等と併せた福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(第3章/1/(5)/①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.5% (平成30年度)	4% (令和12年度)
【指標の定義】 高齢者向け住宅の戸数・定員数の合計値について、65歳以上の人口数で除して算出した割合 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 ＝高齢者向け住宅の供給量／65歳以上の人口数			
【目標設定の考え方・根拠】 高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和12年))から設定。			
【外部要因】 世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等			
【他の関係主体】 民間事業者等			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり			
【備考】			
【担当課】	住宅局安心居住推進課		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(4)認定長期優良住宅のストック数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		113万戸 (令和元)	250万戸 (令和12)
【指標の定義】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値(約250万戸(令和12年))を基に設定したもの。			
【外部要因】 資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等			
【他の関係主体】 住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)			
【重要政策】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)＜住宅・都市分野＞ Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅生産課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(5)居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		349万戸 (平成30年度)	400万戸程度におさ える (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 「住宅・土地統計調査(総務省)」における空き家数のうち、「その他の住宅」の数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和12年))から設定。 ・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。 ・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和12年には470万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、H28年計画における「その他空き家」数の抑制目標値を5年間延長し、令和12年においても400万戸程度を維持することとする。			
【 外 部 要 因 】 世帯数の増減、新規住宅着工数			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体、民間事業者等			
【 重 要 政 策 】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 住宅局建築指導課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 不動産・建設経済局不動産業課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【 業 績 指 標 】	(6)既存住宅流通及びリフォームの市場規模*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		12兆円 (平成30年)	14兆円 (令和12年)
【 指 標 の 定 義 】			
＜既存住宅流通の市場規模＞ ・既存住宅流通の市場規模＝A×B A＝土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典:住宅市場動向調査(国土交通省)】 B＝既存住宅の流通戸数 【出典:住宅・土地統計調査(総務省)】 ＜リフォームの市場規模＞ ・リフォームの市場規模＝① 10㎡以上の増改築工事＋ ② 10㎡未満の増改築工事＋ ③ 設備の維持修繕費＋ ④ 修繕工事(大規模修繕等)＋ ⑤ 賃貸住宅のリフォーム			
【目標設定の考え方・根拠】			
・脱炭素社会に向けた住宅循環システムを構築し、ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えが可能となる社会を実現するためには、既存住宅流通の活性化が重要な課題である。 ・平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂において、既存住宅・リフォーム市場規模を、2010年(平成22年)から2020年(平成32年)までに10兆円から20兆円へと倍増する目標が掲げられているが、直近の実績では4.5兆円にとどまっており長期的には倍増を目指すのが現実的な目標として6兆円とする。 ・インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開することにより、既存住宅流通の市場規模が6兆円になるものと見込む。 ・また、住宅ストックの状況は、総世帯(約5,250万世帯)に対し住宅ストック数(約6,060万戸)で約16%多い。 一方で「耐震性のない住宅」は全国で約900万戸、「バリアフリー・省エネをいずれも満たさない」住宅が約2,200万戸存在することから、リフォーム市場の活性化による既存住宅の質の維持・向上が求められるところ。 ・リフォーム市場の活性化を通じて循環型社会の形成を目指すため、これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)、新たな日常に対応するリフォーム等の市場規模拡大を政策で後押しし、令和12年度のリフォーム市場規模が8兆円になるものと見込む。 ・以上より、令和12年の目標値を14兆円に設定。			
【 外 部 要 因 】			
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
住宅建設業者・リフォーム業者等			
【 重 要 政 策 】			
・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日) 既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。(第2 I 8.) ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日) 既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。(5.(6))			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】	不動産・建設経済局不動産業課 不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局地価調査課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【 業 績 指 標 】	(7)住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15% (令和元年度)	50% (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】			
流通する既存住宅の品質を示す指標として設定			
初期値(R1年): (A+B+C)／D = (22,309戸+570戸+0戸)／15.5万戸 ≒ 14.8%(15%) A:既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数=22,309戸 B:安心R住宅流通戸数(既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数を除く)=570 Bの算出方法=令和元年安心R住宅流通戸数(1,424)×0.4※=570 ※安心R住宅年間流通戸数が最も多いリノベ協における安心R住宅のうち既存住宅売買瑕疵保険に加入したものの割合(59.3%:平成30年4月～9月実績)の傾向が全登録団体で同様であると仮定し、安心R住宅年間流通戸数の4割が保険に加入していないものとして算出。 C:新たな保険商品※の申請戸数=0戸 ※検査不適合範囲を免責とする保険、延長保険(転売特約)、買主加入型保険等、今後件数の増加が見込まれる保険(令和3年度以降認可することを想定する新たな保険商品) D:既存住宅の流通戸数(年間)=15.5万戸(令和元年) 平成30年住宅・土地統計調査により公表されている平成26年1月から平成30年9月までの計57か月の既存住宅流通戸数に60/57を乗じ(=平成26年から平成30年の60か月の合計戸数)、この数値を5で除すことで過去5年間の平均既存住宅流通戸数を算出。			
【目標設定の考え方・根拠】			
住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅(安心R住宅や既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅等)を普及・拡大し、消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図る。			
目標値(R12年): (A+B+C)／D = (44,826戸+4,970戸+46,000戸)／19.0万戸 ≒ 50.4%(50%) Aの算出方法: 平成21年から令和元年までの宅建業者販売タイプ申込件数(A1)及び個人間売買申込件数(A2)の増加傾向を基に増加変動をそれぞれ線形近似し、A1:1,741件増加／年、A2:307件増加／年を仮定し、令和2年以降の件数を想定。 Bの算出方法 安心R住宅流通戸数が1,000戸／年増加すると仮定し、令和2年以降の安心R住宅流通戸数を試算のうえ、各年の当該数値に0.4を乗じた値を順次加算することで算出。 Cの算出方法: AまたはBと同等の住宅の性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅が令和12年に約4.6万戸となると想定し設定(令和3年度に年間1,000件、その後年間5,000件のペースで増加を想定)。 Dの算出方法: 年間の既存住宅流通量が増加し19万戸になっていると想定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		
【 関 係 課 】	なし		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(8) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		54% (平成30年度)	66% (令和7年度)
【指標の定義】 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合割合(A/B) ※A=25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合数 B=分譲マンション管理組合数 ※初期値(平成30年度): A905管理組合/1,688管理組合=53.6%			
【目標設定の考え方・根拠】 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(75%(R12))をもとに現況値と令和12年度末までの目標値との差を按分し、令和7年度末までの数値を形式的に設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成			
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】		業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約63%(平成30年度) ②(i)91.9%(令和元年度) (ii)95.1%(令和元年度) (iii)74.0%(令和元年度) (iv)88.6%(令和元年度) ③(i)1,953番線(令和元年度) (ii)447番線(令和元年度) ④約61%(令和元年度) ⑤(i)約63%(平成30年度) (ii)約53%(平成30年度) (iii)約61%(平成30年度) ⑥約67%(平成30年度) ⑦8(令和2年度) ⑧304(令和元年度)	①約70%(令和7年度) ②(i)原則100%(令和7年度) (ii)原則100%(令和7年度) (iii)原則100%(令和7年度) (iv)原則100%(令和7年度) ③(i)3,000番線(令和7年度) (ii)800番線(令和7年度) ④約67%(令和7年度) ⑤(i)約70%(令和7年度) (ii)約60%(令和7年度) (iii)約70%(令和7年度) ⑥約75%(令和7年度) ⑦約350(令和7年度) ⑧約450(令和7年度)

(9) 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②旅客施設のバリアフリー化率((i)段差解消*、(ii)視覚障害者誘導用ブロック*、(iii)案内設備*、(iv)障害者対応型便所の設置*))③ホームドアの整備番線数((i)鉄軌道駅全体*、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅*)、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数、⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数*

【 指 標 の 定 義 】

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路延長の割合。

(注1)重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路。平成20年度に約1,700km指定し、令和元年度に約2,740km追加指定した、全体約4,450km。

②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル施設)(注2)数に占める、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2で定める基準に適合した一定の旅客施設数の割合。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者対応型便所が設置された一定の旅客施設数の割合＝

それぞれ公共交通移動等円滑化基準第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2を満たす一定の旅客施設数

÷ 全ての一定の旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

(注2)鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア(注3)が設置されている番線数。

(注3)可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)(公立小学校等を除く。以下同じ。)の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年政令第379号)第11条から第24条までに定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)(注2)に適合するものの割合。

(注4)病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(注5)出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設(注6)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された規模の大きい概ね2ha以上の都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注7)に適合した都市公園の割合。

(注6)バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注7)「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第115号)で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

	【初期値(H30)】	【目標値(R7)】
園路及び広場	5,838/9,338=63%	約70%
駐車場	3,060/5,798=53%	約60%
便所	5,307/8,758=61%	約70%

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場(注8)のうち、路外駐車場移動等円滑化基準(注9)に適合した路外駐車場の割合。

(注8)駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

(注9)「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

(分子)＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

(分母)＝特定路外駐車場の数

数値の根拠

○初期値- 2,177/3,245

⑦バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針の作成市町村数。

⑧バリアフリー法に規定する移動等円滑化基本構想の作成市町村数。

【目標設定の考え方・根拠】

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)に定める整備目標を踏まえ設定。

②③移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに、鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について3,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について800番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。

④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までの目標値(約67%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに園路及び広場は約70%、駐車場は約60%、便所は約70%を移動等円滑化することを目標に設定。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに特定路外駐車場の約75%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。

⑦⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。

【外部要因】

②旅客施設の構造等

④経済状況等による新規建築物着工数等

【他の関係主体】

①地方公共団体(事業主体)

②③地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

④地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体)

⑤地方公共団体(事業主体)

⑥路外駐車場管理者

【 重 要 政 策 】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)
バリアフリー化を推進する。(第2章2.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。(第2章4.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。(第2章5.)
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3 3.)
- ・交通政策基本計画(平成27年2月13日)
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記述あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	総合政策局共生社会政策課 道路局環境安全・防災課 住宅局参事官(建築企画担当) 都市局公園緑地・景観課 都市局街路交通施設課 鉄道局都市鉄道政策課
【 関 係 課 】	鉄道局技術企画課 物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 港湾局参事官(技術監理・情報化)室 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(10)車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリアフリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①74.6%(令和元年度) ②61.2%(令和元年度) ③5.5%(令和元年度) ④1,081台(令和元年度) ⑤37,064台(令和元年度) ⑥ー(令和元年度) ⑦48.4%(令和元年度) ⑧99.1%(令和元年度)	①約70%(令和7年度) ②約80%(令和7年度) ③約25%(令和7年度) ④約2,100台(令和7年度) ⑤約90,000台(令和7年度) ⑥約100%(令和7年度) ⑦約60%(令和7年度) ⑧原則100%(令和7年度)
【指標の定義】 バリアフリー法に定める車両等のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合。 (分子)＝下記基準に適合する①②③④⑤⑥車両数、⑦隻数、⑧機数 (分母)＝①④⑤⑥総車両数、②総車両数(公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く)、③適用除外認定車両数、⑦総隻数(公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く)、⑧総機数 ※⑥については、上記の定義にて算出した車両の導入率が約25%以上である都道府県の割合を業績指標として使用する。			
①鉄軌道車両 公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。 ②ノンステップバス 床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。 ③リフト付きバス等 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。 ④貸切バス車両 公共交通移動等円滑化基準第43条の2で定める基準に適合する車両であって、床面高さが概ね30cm以下、リフト付き又はスロープ付きの車両。 ⑤福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。 ⑥ユニバーサルデザインタクシー 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示第4条で定める基準に適合する車両 ⑦旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。 ⑧航空機 公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。			

【目標設定の考え方・根拠】 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約80%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約60%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約2,100台、福祉タクシーについては約90,000台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総車両数の約25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総車両数の約25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合を約100%とすることに変更している。 ※①鉄軌道車両のバリアフリー化率の目標値について、令和2年4月に施行された新たな公共交通移動等円滑化基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定している。	
【外部要因】 ①②③④⑤⑥⑦⑧公共交通事業者の経営状況	
【他の関係主体】 地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）	
【重要政策】 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号） ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日） バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.） ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日） 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.） ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日） 住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.） ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日） バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.） ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日） より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.） ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日） 心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.） ・交通政策基本計画（平成27年2月13日） 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。 ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」	
【備考】	
【担当課】	総合政策局共生社会政策課
【関係課】	鉄道局技術企画課 鉄道局鉄道事業課 物流・自動車局旅客課 海事局内航課 航空局航空ネットワーク部航空事業課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する			
【業績指標】	(11) 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	業績目標		
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
		17% (平成30年度)	25% (令和12年度)	
【指標の定義】 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 = A/B A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 ※1 一定のバリアフリー化: 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がされていること。 ※2 一定の断熱化: 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が、すべての窓又は一部の窓にあること B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 (出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計				
【目標設定の考え方・根拠】 ・ H28年計画における高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー性能のみを対象とした指標から、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(平成31年国土交通省)等を踏まえ、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に改定。 ・ 高齢者が自立して暮らし続けられる住まいの実現にあたり、家庭内における不意の事故や家屋内温度差の低減によるヒートショックの発生抑制等を図る。 ・ なお、断熱性能の向上に合わせて、「浴室暖房乾燥機の使用率」を追加し、合わせて良好な温熱環境の実現を目指す。 ・ 目標年度は「新たな住生活基本計画」の計画年度(令和3年度～令和12年度)に合わせて設定。 実績値 = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 / 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 $= 3,777,496戸 / 22,498,268戸 = 16.79 = 17\%$ 【出典】 平成30年住宅・土地統計調査(総務省)より国土交通省独自集計				
【外部要因】 新築住宅着工数、リフォーム件数等				
【他の関係主体】				
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)				
【備考】				
【担当課】	住宅局住宅戦略官付			
【関係課】	住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅総合整備課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅生産課			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(12)廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約7年 (令和2年度)	7年以上を確保 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 各海面処分場における受入予定期間(計画値)に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値。			
【目標設定の考え方・根拠】 海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 環境省(廃棄物行政を所管) 港湾管理者(事業実施主体) 市町村(一般廃棄物の処理責任者)			
【 重 要 政 策 】 ・環境基本計画(平成24年4月27日) 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。(第2部第1章第6節) ・海洋基本計画(令和5年4月28日) 港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(第2部4(1)カ) ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日) 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(5.4.3) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	港湾局海洋・環境課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	5 快適な道路環境等を創造する		
【 業 績 指 標 】	(13) 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		89 (令和2年度)	400 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 2030年度までにDID地区を有する825市区町村において自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を達成するため、2018～2020年度の計画策定実績をもとに2025年度までに達成すべき市区町村数を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(策定主体)			
【 重 要 政 策 】 ・自転車活用推進法(平成28年法律第113号) ・第2次自転車活用推進計画(令和3年5月28日閣議決定) 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(2.) ・経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針2024)(令和6年6月21日閣議決定) 持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等(公園の利活用、通学路等の交通安全対策、自転車の活用の推進、各種サービス集約提供拠点としての郵便局の活用等。)に取り組む(第2章5(3)) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 自転車通行空間の計画的な整備を促進することにより安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する(第3章1.) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局参事官(自転車活用推進本部事務局)		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	5 快適な道路環境等を創造する		
【 業 績 指 標 】	(14) 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約38% (令和元年度)	約52% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路延長のうち、無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 これまでの実績と加速化対策を踏まえ目標値を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・地方公共団体(事業主体) ・電線管理者(電気、通信、CATV等)			
【 重 要 政 策 】 ・無電柱化の推進に関する法律(平成28年法第112号) ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成30年法第6号) ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日) 「引き続き無電柱化を推進する」(第3 1. (一)②オ) ・道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律30号) ・交通政策基本計画(平成27年2月13日) 「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第1章に記載あり」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第2章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局 環境安全・防災課		
【 関 係 課 】	道路局 国道・技術課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【業績指標】	(15) 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和3年度)	約30% (令和8年度)
【指標の定義】 水資源開発施設における都市用水の開発水量において、水資源開発施設の計画水量を分母、完成水量を分子とし開発水量の確保率を指標とする。(単位: %) 【初期値】0%=0.0/4.65 【目標値】約30%=約1.40/4.65			
【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅は大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる水源の確保を推進していく必要がある。これまで、全国で多くの水資源開発施設の整備をおこない都市用水の確保に取り組んできたが、一部の地域では未だ水資源開発施設が整備中である。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)を確保する水資源開発施設の開発水量の確保割合を指標とするものである。 目標値は、水資源開発施設の整備スケジュールを基に目標年次である令和8年度の値を推定している。			
【外部要因】 水資源開発施設整備の進捗			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(令和3年5月28日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曽川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(令和4年5月27日)、吉野川水系(平成31年4月19日)、筑後川水系(令和5年1月31日)) ・水循環基本計画(平成27年7月10日、令和4年6月21日改定) ・国土形成計画(平成27年8月14日) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日)			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課		
【関係課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【 業 績 指 標 】	(16)水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		83% (令和3年度)	約90% (令和8年度)
【 指 標 の 定 義 】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(36ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%) 【初期値】83%=727事業/876事業 【目標値】約90%=788事業/876事業			
【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 目標値は目標年度である令和8年度の完了予定事業数より設定する。			
【 外 部 要 因 】 ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 水源地域対策特別措置法			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【 業 績 指 標 】	(17)1人当たり都市公園等面積	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.6㎡／人 (平成30年度)	11.4㎡／人 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市公園等(都市公園及びカントリーパーク)の面積(分子)を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口(分母)で除したもの。 ※カントリーパーク:都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園			
【目標設定の考え方・根拠】 長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」 ・生物多様性国家戦略2023－2030(令和5年3月31日)「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局 公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【業績指標】	(18)都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		13.6㎡／人 (H30 年度)	15.2㎡／人 (令和7年度)
【指標の定義】 都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。 <分母>都市計画区域人口(人) <分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡) ※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積			
【目標設定の考え方・根拠】 都市域における水と緑の公的空間については、最大限割合を伸ばしていく必要があるが、達成可能性等を勘案して、令和7年度末までには「15.2㎡/人」が達成されることを目標としている。なお第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」 ・生物多様性国家戦略2023－2030(令和5年3月31日)「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】	道路局環境安全・防災課 水管理・国土保全局河川環境課 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 水管理・国土保全局大臣官房参事官(上下水道技術) 港湾局海洋・環境課 航空局航空戦略室 大臣官房官庁営繕部整備課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(19)汚水処理人口普及率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		91.7% (令和元年度)	95% (令和8年度)
【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口 (分母)総人口 【初期値(R元)】 91.7%=(116,360,683人/126,843,072人)			
【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和8年度までに95%まで向上させることを目標として設定。			
【外部要因】 技術開発の動向等			
【他の関係主体】 ・環境省(浄化槽事業を所管) ・農林水産省(集落排水施設事業を所管) ・地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(20)水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		77.5% (平成30年度)	100% (令和8年度)
【 指 標 の 定 義 】 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (分子)水道事業ビジョン又は都道府県水道ビジョンを策定している都道府県、水道事業者(簡易水道事業者を除く。以下同じ。)及び水道用水供給事業者の合計数 (分母)我が国の都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者の合計数 【初期値(H30)】 77.5% 「水道事業ビジョン」は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、料金収入の減少や水源の汚染リスクへの対応といった、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を地域ごとに包括的に示すもの、「都道府県水道ビジョン」は、水道事業者等が作成した水道事業ビジョンを踏まえ、広域的な観点から、都道府県単位で水道のあり方を示すものであり、それらの策定が進むことにより、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進という施策目標に寄与するものである。国土交通省としては、「都道府県水道ビジョン」作成の手引き等により、これらの策定を促進している。			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、令和8年度までに100%まで向上させることを目標として設定した。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・地方公共団体(事業主体。水道事業ビジョンの策定主体。) ・都道府県(都道府県水道ビジョンの策定主体)			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 水道事業課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(21)水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		433 (令和2年度)	658 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 河川法上の河川に隣接する市区町村のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した市区町村数 ※河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村。			
【目標設定の考え方・根拠】 第4次社重点での進捗状況を考慮し、R7年度までの目標を設定			
【 外 部 要 因 】 新型コロナウイルス感染症のまん延			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体			
【 重 要 政 策 】 ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)「魅力的な水辺空間の創出による地域活性化を実現するかわまちづくり等の推進・河川空間のオープン化やかわまちづくり等により、河川敷地の民間活用の推進、水辺におけるサイクリング環境の整備やテレワーク環境の整備促進、ドローン物流との連携等の取組を進めることで、地域住民や来訪者にとって魅力ある水辺空間を創出し、地域の交流機会の増加やにぎわいの創出を図る。」 ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月)身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。 ・生物多様性国家戦略(令和5年3月)かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出[重点] 人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(22)一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	①直近5年間の改善率の年平均-1% ②直近5年間の改善率の年平均-1% ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。 ※ エネルギー使用に係る原単位:エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など ※ 電気需要平準化評価原単位:電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など			
【目標設定の考え方・根拠】 運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等			
【 他 の 関 係 主 体 】 各輸送事業者、荷主 等			
【 重 要 政 策 】 ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) ・交通政策基本計画(令和 3 年 5 月) 「CO ₂ の削減に向けて、燃費及び電費(エネルギー消費効率)向上の推進、地域公共交通計画に基づく環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、公共交通の利用促進のための MaaS の普及やモビリティ・マネジメントの推進、モーダルコネクの強化等に加え、自転車や環境負荷の少ないグリーンスローモビリティ等の活用促進、信号機の改良等を推進する。」(第4章C.) ・地球温暖化対策計画(令和 7 年 2 月) 「運輸部門における2022年度の二酸化炭素排出量は、1億9,200万t-CO ₂ であり、2013年度比で14.5%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。」(第3章第2節1.(1)①D.)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	総合政策局 環境政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(23)燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①7%(平成29年度) ②2%(平成29年度) ③5%(平成29年度)	①49%(令和7年度) ②40%(令和7年度) ③33%(令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①、②及び③ CO2排出量低減が相当程度図られた「低炭素型建設機械の認定に関する規程(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成25年3月22日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第151号)に基づき認定された建設機械の普及率			
【目標設定の考え方・根拠】 ①、②及び③ 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)において、位置づけられた燃費基準値達成建設機械の普及率に関する指標 建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定			
【 外 部 要 因 】 ①②及び③ 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定) ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	技術調査課施工企画室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(24)省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6% (平成25年度)	30% (令和12年度)
【指標の定義】 ◆指標＝B／A×100 A 当該年度における住宅ストック戸数 B 当該年度における省エネ基準に適合する住宅ストック戸数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)の対策評価指標において、令和12年度までに省エネ基準を充たす住宅ストックの割合を30%まで引き上げることが位置づけられている ・「住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値」を基にしたデータ			
【外部要因】			
【他の関係主体】 建築主等(事業主体等)			
【重要政策】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(建築企画担当)		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(25) モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)	①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ			
【目標設定の考え方・根拠】 交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。			
【 外 部 要 因 】 自然災害等による変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等			
【 重 要 政 策 】 ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局物流政策課		
【 関 係 課 】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(26)環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	181万t-CO2 (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 内航船舶の平成25年度比CO2排出削減量(単位: 万t-CO2/年)			
【目標設定の考え方・根拠】 効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じること、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。 業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度181万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。			
【 外 部 要 因 】 景気の動向			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。 ・海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) 内航海運においては、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、更なる省エネを追求した船舶等の導入を進めるとともに、LNG燃料船、水素燃料電池船等の実証・導入等の先進的な取組を促進する。 ・総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(令和3年6月15日閣議決定) 我が国の温室効果ガス削減の目標、さらには 2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という目標の達成に向け、物流産業においてサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、鉄道や海運へのモーダルシフトの推進など更なる物流の効率化、自動車や鉄道、船舶・航空・物流施設における低炭素化・脱炭素化の促進等を通じて、地球環境の持続可能性の確保に貢献する。 ・GX2040ビジョン(令和7年2月18日閣議決定) 国際海運 2050年CNの実現、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、建造促進支援に加えて、内外航のゼロエミッション船等の普及に必要な導入促進支援制度の検討及び国際ルール作り等の主導を含む環境整備を進めることにより、海事産業の競争力強化を推進するとともに、ゼロエミッション船等の普及の拡大を図る。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局内航課		
【 関 係 課 】	海事局総務課企画室 海事局海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		- (平成25年度)	208万トンCO2 (令和12年度)
【指標の定義】 下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量			
【目標設定の考え方・根拠】 地球温暖化対策計画の目標として設定。前提は以下。 下水汚泥エネルギー化率を2025年に35% (社会資本整備重点計画における目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの)、2030年に37%まで増加 ・下水処理場における省エネの取組進展 ・その他再生可能エネルギー (太陽光・小水力・風力) の継続的増加 ・2013年度の全電源平均の電力排出係数: 0.57kgCO2/kWh (出典: 電気事業における環境行動計画 (電気事業連合会)) ・2030年度の全電源平均の電力排出係数: 0.25kgCO2/kWh (出典: 2030年度におけるエネルギー需給の見通し) ・高温焼却化率2030年に100% ・下水汚泥固形燃料化施設及びターボ炉導入の視点			
【外部要因】 ・固定価格買取制度におけるバイオマス由来のメタン発酵ガス、太陽光発電等による発電電力買取の価格・期間の変更、地球温暖化係数の変更等			
【他の関係主体】 地方公共団体 (下水道管理者)			
【重要政策】 ・地球温暖化対策計画 (令和7年2月18日閣議決定) ・第7次エネルギー基本計画 (令和7年2月18日閣議決定) ・地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定) ・第6次エネルギー基本計画 (令和3年10月22日閣議決定) ・第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日) ・国土交通省環境行動計画 (令和3年12月27日改定) ・水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標 (令和3年12月 内閣官房水循環政策本部事務局)			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局上下水道企画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(28)緊急地震速報の過大予測の改善(過大・過小予測の割合)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.7% (平成28年度～令和2年度の平均)	8.0%以下 (令和7年度)
【指標の定義】 当該年度内に発生した地震により震度4以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、震度の予測誤差が±3階級以上の割合を指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 地震による強い揺れが来る前に緊急地震速報が発表される地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果が発揮され、経済的損失を軽減するためには、震度の予想をはじめとした緊急地震速報のさらなる改善が必要である。この改善を測定する指標として、緊急地震速報の過大・過小予測の割合を用いる。 これまで開発・導入してきた緊急地震速報の改善では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード(M)を推定している。このため、令和2(2020)年7月30日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。 この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和5(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法であるIPF法に統合する計画である。 この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3階級以上となる地域の割合を指標とする。本指標は、地震の発生状況に依存することから、この影響が小さくなるよう、過去の5年間ごとの実績を見ると、令和2(2020)年度までの5年の値は10.7%、それ以前での最小値は令和元(2019)年度までの5年間での9.7%であった。これを踏まえ、 ① 令和5(2023)年度までに、緊急地震速報の震源推定手法をIPF法に統合する ② 令和7(2025)年度には、本指標について、令和2(2020)年度以前の5年間ごとの実績の最小値(9.7%)を下回り、令和2(2020)年度までの5年の値の75%に相当する8.0%を目標とし、単年度(統計期間1年)の実績値がこの目標値を下回る(各年度の評価については、IPF法統合の効果を把握できるよう、単年度の実績値により行う)ことを目標とする。			
【外部要因】 地震活動の変化(地震の発生場所や発生回数の変化)			
【他の関係主体】 (国立研究開発法人)防災科学技術研究所			
【重要政策】 ・国土強靱化年次計画2024重要業績指標			
【備考】			
【担当課】	気象庁地震火山部管理課		
【関係課】	気象庁地震火山部地震火山技術・調査課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【 業 績 指 標 】	(29)大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		58% (令和5年度)	80% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等における、本省と地方整備局等、地方整備局等と事務所等、地方整備局等相互間、事務所等相互間を結ぶ多重無線回線の機能を有する通信鉄塔の耐震診断を実施した割合。			
【目標設定の考え方・根拠】 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化として通信鉄塔の耐震対策を順次進めているところ。各通信鉄塔が満たすべき耐震基準は新潟県中越地震等の大規模地震を踏まえて改正されており、改正前の診断基準に基づく耐震対策ではなく、最新の診断基準に基づく耐震対策を実施するため、耐震診断が完了する割合として80%を目標に設定した。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	大臣官房技術調査課電気通信室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(30) 台風予報の精度の改善(台風中心位置の予報誤差) *	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		207km (令和2年)	180km以下 (令和7年)
【指標の定義】 72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値。			
【目標設定の考え方・根拠】 台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。 令和2(2020)年までの過去5年間における予報誤差の平均は207kmである。令和7(2025)年の目標値としては、過去5年間の同指標の改善率(平成27(2015)年の244kmから令和2(2020)年の207kmの改善率約15%)をふまえ、新たな数値予報技術の開発等により、180km以下に改善する(過去5年間で同等の改善率)ことが適切と判断。 本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルを改善することが重要となる。また、初期値の精度も予測の精度に大きく影響することから、観測データの利用状況やデータ同化システムを改善することが重要となる。全球数値予報モデル(GSM)、全球アンサンブル予報システムの水平高分解能化、新規観測データの利用及び高度利用等の改善を行う。 また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価により、予報作業の改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。			
【外部要因】 自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	気象庁大気海洋部業務課		
【関係課】	気象庁大気海洋部気象リスク対策課 気象庁大気海洋部予報課 気象庁情報基盤部数値予報課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【 業 績 指 標 】	(31)直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		70% (令和元年度)	84% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取り組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報(活断層図)の整備面数を因子とし指標を設定する。 活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。 $\text{防災地理情報の整備率(\%)} = (\text{活断層図の整備済みの面数}) / (\text{活断層図の整備計画面数}) \times 100$ 初期値 70% = (210面 / 300面) × 100 目標値 84% = ((42面 + 210面) / 300面) × 100			
【目標設定の考え方・根拠】 地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成30年2月現在、114断層帯)を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。令和元年度末で整備済みの面数は、210面であり、初期値は、70%となる。都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「42面」を、第5次社会資本整備重点計画の最終年度である令和7年度末までに整備することとし、目標値は、84%となる。			
【 外 部 要 因 】 ・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更 ・活断層が起因する大規模地震の発生 ・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見			
【 他 の 関 係 主 体 】 地震調査研究推進本部(主要活断層帯の選定を所管)			
【 重 要 政 策 】 ・地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日) 令和7年度までに活断層図整備率 84%の達成を目指す。(第Ⅱ部1.(1)①a)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土地理院総務部政策課		
【 関 係 課 】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院応用地理部企画課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64% (平成30年度)	75% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。) <分母>人口5万人以上の都市数 <分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備された都市 ※誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。			
【目標設定の考え方・根拠】 都市の防災機能の向上を図るため、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、災害応急対策施設等を備えた広域避難地や防災拠点の整備を推進する。H30年度の実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都) 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(33)防災指針を作成する市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和2年度)	600 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和2年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけ、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。 ・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」の形成・横展開を図り、令和3年4月1日時点には15市町村において防災指針が記載された。 ・令和6年度には600市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和2年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね5年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和7年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和7年度末の目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(34)危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約2,220ha (令和2年度) ②約46% (令和2年度)	①おおむね解消 (令和12年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】 ①危険密集市街地の面積 危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地 ②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (分子)地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数 (分母)令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)			
【目標設定の考え方・根拠】 危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において設定している成果指標・目標から設定したもの。 危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和5年度末で1,662haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。現行のハード面の成果指標の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。 また、危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。			
【外部要因】 目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】 地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)			
【重要政策】 ・国土強靱化基本計画の変更(平成30年12月14日)(第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市)密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日)(第3章各項目の主な具体的措置) 地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)(第2章 重点的に取り組むべき対策 1激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策) 地震時等に著しく危険な密集市街地対策 ・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)(第2 目標2) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室		
【関係課】	都市局都市計画課、都市局市街地整備課、都市局街路交通施設課、都市局公園緑地・景観課、都市局まちづくり推進課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(35)災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約52% (令和元年度) ②約37% (令和元年度) ③約31% (令和元年度)	①約60% (令和7年度) ②約42% (令和7年度) ③約38% (令和7年度)
【指標の定義】 ①主要な管渠 【分子】 重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長 【分母】 重要な幹線等の延長(重要な幹線等:流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路) ②下水処理場 【分子】 地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数 【分母】 全国の下水処理場の箇所数 ③ポンプ場 【分子】 地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数 【分母】 全国のポンプ場の箇所数 初期値(R元年度) ①52%=44,062km/84,137km ②37%=793箇所/2,122箇所 ③31%=1,197箇所/3,856箇所			
【目標設定の考え方・根拠】 ①主要な管渠： 地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ②下水処理場： 地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ③ポンプ場： 地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。			
【外部要因】 地中埋設物関係者や地元との調整状況			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 第2章. 1. (2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 下水道施設の地震対策 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(36)①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)	耐震性の不足する ものをおおむね解 消 ①(令和12年) ②(令和7年)
【指標の定義】 ①住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※1)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合 ②耐震診断義務付け対象建築物(※2)の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※3)の棟数(いずれも耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け対象建築物の棟数)の割合 (※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの (※2)・要緊急安全確認大規模建築物 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。 (※3)新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。 【初期値(基準年度)】 ①約4,660万/約5,360万=約87%(平成30年) ②9,825/11,084=約89%(令和2年4月1日)			
【目標設定の考え方・根拠】 ①平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)等) ②他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等) ※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html)			
【外部要因】 住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】 地方公共団体、耐震改修支援センター等			
【重要政策】 ・「住生活基本計画(全国計画)」「(令和3年3月19日閣議決定)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の中長期目標において、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。 ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日)第3章に記載あり ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号、令和3年12月改正施行。)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(令和4年9月30日中央防災会議決定)や「国土強靱化年次計画2022」(令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定)においても、これらと同じ目標が掲げられている。			
【備考】			
【担当課】	住宅局建築指導課		
【関係課】	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(37)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域 等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高 までの整備と耐震化)*及び②水門・樋門等の耐震化率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約72% ②約58% (令和元年度)	①約85% ②約91% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】			
①河川堤防等の整備率 【分子】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が 想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長 【分母】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が 想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長 ②水門・樋門等の耐震化率 【分子】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上 重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所 【分母】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上 重要な水門・樋門等の箇所			
【目標設定の考え方・根拠】			
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果 から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための 代表的な指標(KPI)】			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
地方公共団体			
【 重 要 政 策 】			
・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、イ ンフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強 靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった 取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定 めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水 氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保 安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの 収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周 知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発 信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつ つ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局治水課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(38)一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①一級*、②二級)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約65% ②約62% (令和元年度)	①約73% ②約71% (令和7年度)
【指標の定義】 【分子】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長のうち、戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長 【分母】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(39)一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和元年度)	約550 (令和7年度)
【指標の定義】 一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定している水系数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和7年度までに河川整備計画(策定予定含む)に基づき河川整備を予定している水系から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進するとともに、激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組を推進する。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】 気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の実施に加え、一級水系では、流域内の取組を加速するため、定量的指標により進捗が見える化するなど、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進している。 実績値のうち、一級水系については、109水系全てで流域治水プロジェクトを策定している。引き続き、二級水系における流域治水プロジェクトの策定を進めるとともに、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進するため、他流域の優良事例を展開するなど、着実な進捗を図る。			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(40)水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2, 027 (令和2年度)	約17, 000 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 R2年度末時点で最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある、一級河川・二級河川について、R7年度までに最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知することを目標に設定			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日) 降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダム の 諸 量 データの集約化やダム・河川等とのネットワーク化を図り、水系全体での効率的・効果的に運用 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】 浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある一級河川・二級河川について、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定・公表することとしており、R7年度までに完了を見込んでいる。			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(41)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域 等における海岸堤防等の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		56% (令和元年度)	59% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 計画上必要な高さを確保した海岸堤防等におけるL1地震動に対する耐震性が確保された延長割合			
【目標設定の考え方・根拠】 南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する計画上必要な高さを確保した海岸堤防等のうち、耐震対策を実施した割合			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)			
【 重 要 政 策 】 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「第3章に記載あり」 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(42)最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数 *(①津波、②高潮)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①183(令和2年度) ②5(令和2年度)	①257(令和7年度) ②95(令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】			
①津波災害警戒区域の指定が検討されている市町村のうち、想定最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数			
②最大クラスの高潮浸水想定区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数			
【目標設定の考え方・根拠】			
①R2年度末時点で津波防災地域づくり法に基づき指定された津波災害警戒区域について、R7年度までに想定最大クラスの津波に対応した津波ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定			
②R2年度末時点で水防法に基づき指定された高潮浸水想定区域について、R7年度までに最大クラスの高潮に対応した高潮ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
①地方公共団体(事業主体)			
②地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】			
・基本方針(令和3年11月10日) 「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」			
・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「第3章に記載あり」 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。			
・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
①目標年度以降も津波災害警戒区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を促進していく。			
②目標年度以降も高潮浸水想定区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を推進していく。			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(43)桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0% (令和5年4月)	①100% (令和7年度)
		②0% (令和5年4月)	②100% (令和9年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①新幹線鉄道に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る) ②首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、新幹線鉄道以外(在来線)の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る)			
【目標設定の考え方・根拠】 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、国土強靱化の観点から地震時における鉄道網の確保を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)に基づき、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震補強について、新幹線鉄道は令和7年度末まで、新幹線鉄道以外(在来線)は令和9年度末までの完了を目標とする。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄軌道事業者			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局施設課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(44)既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		40% (令和2年度)	70% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)59の指標・目標値を引用。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄軌道事業者			
【 重 要 政 策 】 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局施設課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(45)事業用自動車による人身事故件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		21,871件 (令和2年)	16,500件 (令和7年)
【指標の定義】 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数			
【目標設定の考え方・根拠】 世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、有識者の議論を踏まえて「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和2年度に策定したところ。その中において、人身事故件数を令和7年までに16,500件以下とすることを目標に掲げており、その目標値を準用した。			
【外部要因】 交通量、事業者数、車両台数			
【他の関係主体】 警察庁(事故・違反通報)			
【重要政策】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局安全政策課		
【関係課】	大臣官房運輸安全監理官、道路局環境安全・防災課、物流・自動車局貨物流通事業課、物流・自動車局保障制度参事官、物流・自動車局技術・環境政策課、物流・自動車局旅客課、物流・自動車局車両基準・国際課、物流・自動車局自動車整備課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(46)航空事故発生率*(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29年の5ヶ 年平均値の7%減)	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下 (令和14年)
【 指 標 の 定 義 】 ①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ④個人に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※滑空機、超軽量動力機を含まない。			
【目標設定の考え方・根拠】 航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5カ年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。			
【 外 部 要 因 】 気象条件			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	航空局安全部安全企画室		
【 関 係 課 】	航空局安全部航空安全推進室、航空局安全部安全政策課、運輸安全委員会事務局総務課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(47)商船の海難船舶隻数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		386隻 (平成23年～27年の平均海難隻数)	254隻未満 (令和7年)
【 指 標 の 定 義 】 我が国周辺で発生する商船(旅客船、貨物船及びタンカー)の海難隻数の合計 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く			
【目標設定の考え方・根拠】 第11次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。))を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から令和7年までに1500隻未満を目指す。)に準じた目標設定とする。 第11次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約34%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約34%削減した254隻未満を目標とする。			
【 外 部 要 因 】 台風・異常気象下における海難			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・海洋基本計画(令和5年4月28日) 第2部1 ○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSC)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害が発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、脱炭素社会実現に向けたLNG・水素等危険物輸送量の増大に伴う海上災害対応の高度化・複雑化といった新たな課題を含め、事故や災害等が発生した際の対応力向上のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。そのほか、次世代のAIS であるVHFデータ交換システム(VDES)の具体的な活用やシステム構築に向けた検討を進める。 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議) 第2部第1章Ⅱ① ○2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約 1,200隻以下)することを引き続き目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに 1,500 隻未満を目指す。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局安全政策課		
【 関 係 課 】	大臣官房運輸安全監理官 運輸安全委員会事務局総務課		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(48)緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		79% (令和元年度)	84% (令和7年度)
【指標の定義】 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁の箇所数のうち、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復を可能とする耐震補強完了箇所数の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの実績を踏まえ目標値を設定			
【外部要因】 高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路防災対策室		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【 業 績 指 標 】	(49)通学路における歩道等の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		53% (令和元年度)	57% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された通学路延長のうち、歩道等の整備延長の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 過去の実績等を踏まえて目標値を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 通学路等の交通安全の確保に係る対策の推進に取り組む。(第2章2.) ・物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日) 交通安全対策(通学路等の安全通行確保) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局環境安全・防災課道路交通安全対策室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(50)踏切事故件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	令和2年度比約1割削減 (令和7年度)
【指標の定義】 全国の踏切における踏切事故件数			
【目標設定の考え方・根拠】 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日策定)の指標・目標値を引用			
【外部要因】 踏切道の交通量、列車本数、利用者			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)、鉄軌道事業者			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【備考】			
【担当課】	道路局路政課		
【関係課】	鉄道局施設課		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(51)自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合(i)全体、(ii)新規認定者)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		(i) 60.6% (平成27年度) (ii) 86.5% (平成27年度)	(i) 70.0% (毎年度) (ii) 100% (毎年度)
【指標の定義】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。 ※介護料:自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。 (i)初期値_平成26年度末介護料受給資格者数に対して60.6% 目標値_前年度末介護料受給資格者数に対して70%以上 (ii)初期値_新規認定者に対して86.5% 目標値_新規認定者に対して100%			
【目標設定の考え方・根拠】 (i)令和4年度から令和8年度にかけての第5期中期目標期間においては、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化することとしており、介護料受給者各々に適した対応を行うことを目指す観点から、毎年度、前年度末の介護料受給資格者数の70%以上に対する訪問支援実施を目指すこととした。 (ii)訪問支援業務の「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より適切な情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指すこととした。			
【外部要因】 訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその本人また介護料受給者家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)			
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【 業 績 指 標 】	(52)自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10病院 (令和4年度)	10病院以上 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の指定数(初期値:10病院 目標値:10病院以上)			
【目標設定の考え方・根拠】 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後に継続的なリハビリの提供を受けることは、在宅療養にてその機能を維持し、更なる改善につながり、ひいては自動車事故の被害者の救済を図るものである。 そのため、短期入院協力病院(※)の中から、リハビリの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)を指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図る。 なお、当初は令和7年度までに10病院を重点支援病院に指定することを目標としていたところ、令和4年度に当初の目標を早期に達成した。重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題である。このため、重点支援病院への継続的支援を通じ、令和7年度において令和4年度の水準以上の指定数とすることを、目標として設定した。 (※)短期入院協力病院:在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診断、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。			
【 外 部 要 因 】 ・自動車事故による重度後遺障害者に対してリハビリテーション機会の提供を継続することに対する病院の理解 ・自動車事故による重度後遺障害者の発生状況 ・自動車事故による重度後遺障害者の病院の利用状況			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日 中央交通安全対策会議決定) 交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。(第1部 第1章 第3節 II 7)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	保障制度参事官室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	17 自動車の安全性を高める		
【 業 績 指 標 】	(53)乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の装着率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		41.6% (令和5年)	90% (令和11年)
【 指 標 の 定 義 】 1年間に生産される乗用車のうち、乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が装着される車両台数の割合。 分母:総生産台数(R5年:3,668,806台) 分子:乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が搭載された車両の生産台数(R5年:1,526,439台)			
【目標設定の考え方・根拠】 車両安全対策の一環として乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和11年度までに90%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。			
【 外 部 要 因 】 交通安全思想の普及状況等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	17 自動車の安全性を高める		
【 業 績 指 標 】	(54)乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率*	業績目標	
		初期値 (基準年)	目標値 (目標年)
		60.1% (令和4年)	90.0% (令和8年)
【 指 標 の 定 義 】 1年間に販売される乗用車のうち、対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率。 分母:総生産台数(R4年:3,179,716台) 分子:対自転車衝突被害軽減ブレーキが搭載された車両の生産台数(R4年:1,910,954台)			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの衝突被害軽減ブレーキ(対車両及び対歩行者が中心)の普及の実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定したもの。			
【 外 部 要 因 】 交通安全思想の普及状況等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【業績指標】	(55)要救助海難の救助率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		96% (平成28年～令和2年の平均)	95%以上 (毎年)
【指標の定義】 要救助者に対する救助成功者の割合 救助率＝(救助された乗船者数①＋救助された海中転落者数②)／(自力救助を除く要救助海難の乗船者数③＋自力救助を除く乗船者の海中転落者数④) ※初期値(96%) (95%＋96%＋96%＋96%＋95%)／5＝96% 【内訳】 平成28年救助率：(①3132＋②41)／(③3188＋④140)＝95% 平成29年救助率：(①3720＋②54)／(③3802＋④138)＝96% 平成30年救助率：(①3236＋②50)／(③3311＋④123)＝96% 平成31年救助率：(①3426＋②46)／(③3490＋④122)＝96% 令和2年救助率：(①2998＋②49)／(③3095＋④126)＝95% ※目標値 平成28年から令和2年までの間における実績を基に設定した値のため、実数の記載は不可能			
【目標設定の考え方・根拠】 海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、令和3年3月29日に決定された第11次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。 ※第11次交通安全基本計画決定前の5年間(平成28年～令和2年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%と高い水準で推移しており、令和3年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。			
【外部要因】 気象海象			
【他の関係主体】 防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者			
【重要政策】 ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日閣議決定) 「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保する。」 ・第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日閣議決定) 「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率95%以上とする。」 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日閣議決定) 「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。」			
【備考】			
【担当課】	海上保安庁警備救難部救難課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【 業 績 指 標 】	(56)海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		72% (令和2年度)	100% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 海水浸入防止対策が必要な航路標識(461箇所)の整備率			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。 令和元年東日本台風の影響により、沿岸部に設置された灯台が倒壊、原因を調査したところ、亀裂から海水が浸入し、コンクリート内部やアンカーボルトが腐食したものと判明したことから、航路標識の基礎部や外壁等に海水が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止することを目標に設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 「航路標識の耐災害性強化対策(海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策及び信頼性向上対策)」(第2章1(2)) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) 「鉄道、道路、港湾、空港等の交通インフラの耐震対策、津波対策、高潮対策、高波対策、浸水対策、豪雪対策、土砂災害対策等を確実に実施する。」(第4章. 基本的方針C.目標①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海上保安庁交通部整備課		
【 関 係 課 】	海上保安庁交通部企画課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(57)国際船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		306隻 (令和5年央)	358隻 (令和9年央)
【 指 標 の 定 義 】 海上運送法第44条の2に定める船舶(注)の隻数をいう。 (注)国際船舶: 国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。 具体的には、2,000トン以上の承認船員配乗船、代替燃料船等の船舶をいう。			
【目標設定の考え方・根拠】 安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を措置することにより、令和2年央の国際船舶の隻数(263隻)を50隻増加させることとし、目標値を313隻(令和7年央)としていたところ。国際船舶の増加が当初の想定を上回り、令和5年央時点で306隻となったことから、目標を上方修正し、令和9年央時点で358隻の国際船舶の確保を図る。			
【 外 部 要 因 】 世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等			
【 他 の 関 係 主 体 】 外航海運事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・海洋基本計画(平成30年5月15日) 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図る。(第2部2(3)) ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会(平成19年12月)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局外航課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(58)日本商船隊の輸送量＊	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		960百万トン (令和元年)	1,100百万トン (令和7年)
【 指 標 の 定 義 】 日本商船隊： 我が国国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。 また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。			
【目標設定の考え方・根拠】 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第43号）において、国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶（特定船舶）の導入を支援する。環境性能の良い船舶の取得を促進することで、燃費性能の改善等により、我が国国外航海運事業者の国際競争力の強化を図る。また、競争力のある運賃の提示が行いやすくなるため、荷主の需要を獲得し、日本商船隊の輸送量の確保に貢献する。 具体的には、日本商船隊による我が国への輸出入貨物の輸送量は横ばいである一方、三国間輸送については、約100百万トン（平成20年→平成30年：+145百万トン、平成21年→令和元年：+77百万トン）増加していることを踏まえ、今後5年において、さらに100百万トンの増加を目指し、KPIを設定することとする。			
【 外 部 要 因 】 世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢等			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者（事業主体）			
【 重 要 政 策 】 ・海洋基本計画（平成30年5月15日） 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第2部 2(3)ア） マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日 ASEAN 統合基金（JAIF108）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第2部（3）ウ）			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局外航課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(59)外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		285隻 (令和4年央)	381隻 (令和9年央)
【指標の定義】 日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。			
【目標設定の考え方・根拠】 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。 ・上記目標を達成すべく、令和5年3月31日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、日本船舶数を令和5年度からの5年間で1.25倍とすることを目指すこととしており、第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。 ・上記「基本方針」に基づき、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者が確保している令和5年の日本船舶数を1.25倍、その他の事業者は横ばいとし、令和10年には381隻に増加させることを目標値として設定するものである。 ・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。			
【外部要因】 世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等			
【他の関係主体】 外航海運事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海洋基本計画(平成30年5月15日) 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図る。(第2部2(3)) ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会(平成19年12月)			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(60)内航船員1人・1時間当たりの輸送量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4,019トンキロ (平成30年度)	4,919トンキロ (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 内航船員1人・1時間当たりの内航海運の輸送量(トンキロ)。			
【目標設定の考え方・根拠】 内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和2年度までに2%とするとされていること、これまでの平均伸び率は1.3%(平成27年時点)であることを考慮し、令和元年度までは毎年1.3%ずつ、以降令和7年度までは毎年2%ずつ伸びることとし、10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について(中間とりまとめ)」において、令和7年度までに平成27年度の内航船員1人・1時間当たりの輸送量の実績値の17%増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値(4,919トンキロ)を目標値として設定することとする。			
【 外 部 要 因 】 景気の動向			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局内航課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(61)港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 ①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合 ②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 ③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①33% (令和2年度) ②0% (令和2年度) ③0% (令和2年度)	①47% (令和7年度) ②14% (令和7年度) ③88% (令和7年度)
【指標の定義】 ①発災時に使用可能なもの／大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワーク ②港湾機能維持・早期再開が可能となった港湾／高潮・高波対策を実施する必要がある港湾 ③遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった港湾等／災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等			
【目標設定の考え方・根拠】 ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約400ネットワークを想定 大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約100港湾を想定 近年の台風等を踏まえて見直した設計沖波等により想定される高潮・高波の発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、東京湾をはじめとする港湾の重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ③「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約80箇所を想定 災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 港湾管理者			

【 重 要 政 策 】

①②

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月)

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を推進するとともに、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための取組を推進する。

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

・港湾の耐災害性強化対策(地震対策、高潮・高波対策、走錨対策及び埋塞対策)

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり

【1-3: 災害時における交通機能の確保】

リダンダンシーの確保により、風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪・原子力災害等が発生した直後から、救命・救助活動等が迅速に行われ、社会経済活動が機能不全に陥ることなく、また、制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、海上交通ネットワークを維持するための港湾の高潮・高波対策等の浸水防止対策等を進める。重点施策

・海上交通ネットワークを維持するための港湾における高潮・高波対策

③

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

国土強靱化に関する施策をより効率的に進めるため、国土強靱化に関する施策のデジタル化を推進するとともに、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化を図る。

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

・港湾における災害情報収集等に関する対策

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり

【1-4: 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化】

重要施策

・港湾における災害関連情報の収集・集積の高度化

【 備 考 】

【 担 当 課 】 港湾局海岸・防災課

【 関 係 課 】

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(62)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①京浜港週27万TEU ②阪神港週10万TEU (令和元年7月)	①京浜港週27万TEU ②阪神港週10万TEU (令和10年度)
【 指 標 の 定 義 】 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保			
【目標設定の考え方・根拠】 ・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。 ・同政策の目標については、令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルスの影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ、令和6年2月に公表された「最終とりまとめ」において、引き続き輸送力の堅持が必要とされ、これらを踏まえ令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。			
【 外 部 要 因 】 ・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況 ・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化 ・コンテナ運賃動向、諸外国港湾の混雑状況			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・特定港湾運営会社 ・港湾管理者			
【 重 要 政 策 】 ●第4期 海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定） （P66）第2部5.（3）ウ 国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国内外から貨物を集約する「集貨」、港湾背後 への産業集積による「創貨」、コストや利便性の面での「競争力強化」の3本柱からなる 国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。 ●総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定） （P31）Ⅲ. 3.（2）① 国内及び東南アジア等から国際コンテナ戦略港湾でトランシップする貨物の集貨のためのフィーダー航路網の充実及び国際コンテナ戦略港湾の積替機能強化による「集貨」、港湾背後における貨物の創出による「創貨」、ヒトを支援する AI ターミナルの実現による良好な労働環境と世界最高水準の生産性の創出や、大水深コンテナターミナルの機能強化等による「競争力強化」の3本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策を推進する ●第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定） （P35）第4章基本的方針B. 目標① 【港湾・海運】 我が国産業の国際競争力の強化を通じて雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾について、港湾運営会社による運営の効率化を推進しつつ、①国内外からの貨物集約（集貨）、②港湾背後における貨物の創出（創貨）、③外来トレーラーのゲート前待機の解消等を目指した「ヒトを支援するAIターミナル」の実現や大水深コンテナターミナルの整備による機能強化（競争力強化）を推進する。 ●社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」 （P64）第3章4-1 重点施策（持続可能な物流ネットワークの構築）・国際コンテナ戦略港湾における国際基幹航路の維持・拡大			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	港湾局港湾経済課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(25)【再掲】モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)	①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】 ①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ			
【目標設定の考え方・根拠】 交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。			
【外部要因】 自然災害等による変動			
【他の関係主体】 物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等			
【重要政策】 ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	20 観光立国を推進する		
【 業 績 指 標 】	(63)訪日外国人旅行者数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		412万人 (令和2年)	6,000万人 (令和12年)
【 指 標 の 定 義 】 国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数(当該国の旅券を所持した入国者)から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数			
【目標設定の考え方・根拠】 ○世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行者数について、「2030年:6,000万人」という目標が定められた。			
【 外 部 要 因 】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【 他 の 関 係 主 体 】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【 重 要 政 策 】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	観光庁国際観光課		
【 関 係 課 】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、 観光庁参事官(MICE)、観光庁観光地域振興課、 観光庁観光資源課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(64)訪日外国人旅行消費額*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0.7兆円 (令和2年)	15兆円 (令和12年)
【指標の定義】 訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額			
【目標設定の考え方・根拠】 ○観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行消費額について、「2030年:15兆円」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、 観光庁参事官(外客受入)、観光庁参事官(MICE)、 観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、 観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	20 観光立国を推進する		
【 業 績 指 標 】	(65) 地方部での外国人延べ宿泊者数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		779万人泊 (令和2年)	1億3,000万人泊 (令和12年)
【 指 標 の 定 義 】 三大都市圏に含まれる都府県(※)を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計 (※) 三大都市圏に含まれる都府県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県			
【目標設定の考え方・根拠】 ○訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部へ訪れる外国人旅行者を増大させることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2030年:1億3,000万人泊」という目標が定められた。			
【 外 部 要 因 】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【 他 の 関 係 主 体 】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【 重 要 政 策 】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	観光庁観光地域振興課		
【 関 係 課 】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、 観光庁参事官(外客受入)、観光庁観光資源課、 観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(66)外国人リピーター数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		293万人 (令和2年)	3,600万人 (令和12年)
【指標の定義】 日本への来訪回数が2回目以上の訪日外国人旅行者の人数			
【目標設定の考え方・根拠】 ○我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、外国人リピーター数について、「2030年:3,600万人」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁国際観光課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、 観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、 観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(67)日本人国内旅行消費額	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.0兆円 (令和2年)	22兆円 (令和12年)
【指標の定義】 日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計			
【目標設定の考え方・根拠】 ○我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人国内旅行消費額について、「2030年:22兆円」という目標が定められた。			
【外部要因】 国内の景気動向、社会・経済動向、災害、新型コロナウイルス感染症による影響等			
【他の関係主体】 旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行者・宿泊業者・交通事業者・メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(68)旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①87% (令和2年度) ②83% (令和2年度) ③62% (令和2年度) ④100% (令和2年度)	①100% (令和7年度) ②100% (令和7年度) ③100% (令和7年度) ④令和7年度まで 100%を維持
【指標の定義】 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、公共交通事業者から提出された「外国人観光旅客利便増進実施計画」より算出し設定 ((多言語対応済み対象数)/(整備対象旅客施設) 分母:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている2025年度末対象数の和 分子:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている当該年度の実施済み数又は完了予定数の和 (但し、バスターミナルとは自動車ターミナル法に基づく旅客施設を対象とする。)			
【目標設定の考え方・根拠】 訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる目標達成に向け、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語対応を推進する。 特に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間においては、確実な導入を促す。			
【外部要因】 社会・経済動向、災害等			
【他の関係主体】 関係各府省庁・交通事業者・空港機能施設事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」 ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁参事官(外客受入)		
【関係課】	鉄道局、物流・自動車局、海事局、港湾局、航空局		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【業績指標】	(69)景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		347 (令和元年度)	450 (令和7年度)
【指標の定義】 景観法に基づく景観計画において、その他の行政区域よりも重点的な景観誘導の取組を行う地区(重点地区)を設けている景観行政団体(市区町村に限る)の数。			
【目標設定の考え方・根拠】 過去5年間(H27年度末～R1年度末)の間に、景観計画において重点地区を指定した景観行政団体(市区町村に限る)数を踏まえ、R7年度末での目標値を「令和7年度末に450団体」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり			
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【業績指標】	(70) ①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①81 (令和2年)※ ②76.5% (令和2年)※	①120 (令和7年度) ②82.5% (令和7年度)
【指標の定義】 ①地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村 (歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村)の数 ②歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数の割合 【分子】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数 【分母】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。 ②令和元年度末時点の歴史的風致維持向上計画の認定市町村の景観計画策定実績を元に目標値を設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり			
【備考】 ※業績目標における初期値については、第5次社会重点資本計画より令和2年の数値を設定			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【 業 績 指 標 】	(71)三大都市圏環状道路整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		83% (令和2年度)	89% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の環状道路の計画延長(約1,200km)に占める供用延長の割合 三大都市圏環状道路整備率 ＝ 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長			
【目標設定の考え方・根拠】 計画期間内に、開通が見込まれる区間が供用した場合の目標値を設定。			
【 外 部 要 因 】 地元の調整状況 等			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)(会社区間の事業進捗 等)			
【 重 要 政 策 】 ・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日) 三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る(6. (2) iv)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【 関 係 課 】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【業績指標】	(72)道路による都市間速達性の確保率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		57% (令和元年度)	63% (令和7年度)
【指標の定義】 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合 道路による都市間速達性の確保率 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数			
【目標設定の考え方・根拠】 過去の実績より、都市間速達性の確保率の改善傾向を踏まえ設定。			
【外部要因】 高規格道路等の事業進捗等			
【他の関係主体】 NEXCO(会社区間の事業進捗等)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度60km/hが確保されている割合を令和7年度までに63%とする。(第3章第2節3.)			
【備考】			
【担当課】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【関係課】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	23 整備新幹線の整備を推進する		
【業績指標】	(73)鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和6年度)	120万人 (令和16年度)
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達出来る地域の人口数		
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される整備新幹線の整備により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内に到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。		
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等		
【他の関係主体】	地方公共団体(建設財源の一部を負担)、鉄道事業者(営業主体)		
【重要政策】	整備新幹線問題検討会議決定 「整備新幹線の整備に関する基本方針」(平成21年12月24日) 「当面の整備新幹線の整備方針」(平成21年12月24日) 「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」(平成22年8月27日) 「整備新幹線問題に関する今後の対応について」(平成22年12月27日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党確認事項)」(平成23年12月26日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」(平成27年1月14日)		
【備考】			
【担当課】	鉄道局 幹線鉄道課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	23 整備新幹線の整備を推進する		
【 業 績 指 標 】	(74)新幹線を利用する旅客数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		1億5630万人 (令和2年度)	3億7000万人 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 新幹線各路線を合算した年間合計旅客数 対象路線:東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線			
【目標設定の考え方・根拠】 令和3年5月28日閣議決定された第5次社会資本整備重点計画において、重点目標「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」のため、「整備新幹線、リニア中央新幹線等の人流・物流ネットワークの早期整備・活用を推進」が位置づけられている。 整備新幹線の延伸の進捗に基づく、新幹線各路線の合計旅客者数の増加を目標値として設定。なお、旅客数量の増減は、新型コロナウイルスによる影響等が外部要因として挙げられる。			
【 外 部 要 因 】 民間事業者による運行本数の増減、新型コロナウイルスによる影響			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局 幹線鉄道課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(75)首都圏空港の空港処理能力*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		82.6万回 (令和元年度)	約100万回(82.6万回＋約16万回) (令和12年度)
【指標の定義】 首都圏空港のうち成田空港における空港処理能力の増加。			
【目標設定の考え方・根拠】 成田空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港処理能力の増加を目標とした。			
【外部要因】 景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向			
【他の関係主体】 航空運送事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日) 「成田国際空港においては、C滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港全体での年間発着容量約100万回の実現を目指す。」 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日) 「首都圏空港における年間発着容量約100万回の実現を目指し、…(略)…成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の機能強化の取組を進める。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課		
【関係課】	航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港計画室 航空局航空ネットワーク部国際航空課 航空局航空ネットワーク部航空事業課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(76)滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		70% (令和元年度)	87% (令和7年度)
【指標の定義】 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 平成23年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が救急・救命活動等の拠点としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は救急・救命活動等の拠点機能としての役割が求められる。 このため、全国の空港のうちネットワークの拠点となる23空港に対し、20空港において地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする滑走路等の耐震対策を完了する。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 ・内閣府沖縄総合事務局(事業主体、那覇空港の整備を所管)			
【重要政策】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)			
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部空港技術課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【 業 績 指 標 】	(77)三大都市圏国際空港の国際線就航都市数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		216 都市 (令和元年)	226 都市 (令和7年)
【 指 標 の 定 義 】 首都圏空港(東京国際空港、成田国際空港)、関西国際空港、中部国際空港における国際線就航都市の合計数			
【目標設定の考え方・根拠】 2024年には2019年の航空需要水準に回復するとされるIATAの予測をベースとし、過去4年間(2015年～2018年)における三大都市圏の国際空港からの就航都市増加数の傾向から、1年間分(2024～2025年)を加算した数値目標として設定。			
【 外 部 要 因 】 航空運送事業者(事業主体)の判断 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う世界的な航空需要の変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 航空運送事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章」に記載あり			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(78)滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		31 (令和2年)	100 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数 ※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。			
【目標設定の考え方・根拠】 本取組を企画した当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに賛同する都市(ウォーカブル推進都市)として約200市町村に手を挙げていただいていた(令和元年12月調査)。このうち約半数の市町村で、令和3年度以降の5年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土交通省都市局まちづくり推進課		
【 関 係 課 】	国土交通省都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(79)半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		—	1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)」により、半島振興対策実施地域(以下「半島地域」という)の総人口における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。 ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの			
【目標設定の考え方・根拠】 半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。 評価年度の半島地域内の総人口における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。			
【 外 部 要 因 】 災害、景気変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村			
【 重 要 政 策 】 ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」(第4章 2. (1))とされている。 ・新しい資本主義「フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)」において「離島、半島、豪雪地帯、特定農山村等における地域固有の課題解決を促進するため、遠隔医療、遠隔教育、グリーンスローモビリティ、ドローン配送、再エネ、屋根の雪下ろしの人的・技術的サポート、野生鳥獣対策等に係る先進技術を活用した取組について、2025年度までに計130以上の地方公共団体への展開を目指す。」(Ⅲ 1. (3))とされている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」(第2章 2. (3))とされている。 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)」において「平地に恵まれないなど、制約が多い半島地域において、地域資源を活かした交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援すること等により、地域の自立的発展を図る。」(第3章 1. (5))とされている。 ・「国土形成計画(平成27年8月閣議決定)」において、「…半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。…豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土政策局地域振興課半島振興室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(80)国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		84.1% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合を算出する。 算出方法:成果実績(達成度) = { (調査年度の地価総計額) / (H24年度調査の地価総計額) - 1.0 } × 100 (%) ※該当年1月1日時点の公示地価			
【目標設定の考え方・根拠】 特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。 なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成23年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成24年度を評価の基準年度として設定した。			
【外部要因】 景気の動向 等			
【他の関係主体】 地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等			
【重要政策】 ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021(令和3年6月18日) 「民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融、税制等の支援等により、都市再生を力強く進める。」(第3章 4.(1)① iii (a)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局市街地整備課、街路交通施設課		
【関係課】	都市局まちづくり推進課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(81) 立地適正化計画を策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		383市町村 (令和2年度)	600市町村 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定する市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・立地適正化計画を策定する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。 ・当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(82) 立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】該当なし

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(83)物流拠点の整備地区数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		103地区 (令和2年度)	125地区 (令和7年度)
【指標の定義】 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数			
【目標設定の考え方・根拠】 土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
【外部要因】 地元との調整等			
【他の関係主体】 地方公共団体等(事業施行者)			
【重要政策】 ・流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号) ・総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(令和3年6月15日) 「① ポストコロナ時代における非接触や非対面、デジタル化等に対応した物流インフラの整備」			
【備考】			
【担当課】	都市局市街地整備課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【 施 策 目 標 】	26 鉄道網を充実・活性化させる		
【 業 績 指 標 】	(84)東京圏の相互直通運転の路線延長*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		975km (令和元年度)	985km (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。			
【目標設定の考え方・根拠】 東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、都市鉄道の路線間の連絡線整備や相互直通化、新線整備を推進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。			
【 外 部 要 因 】 事業計画、開業年度の変更			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄道事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定) ・交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局都市鉄道政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【 施 策 目 標 】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(85)地域公共交通計画の策定件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		618 (令和2年度)	1,200 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画の策定件数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。 ・また、地域交通法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。 ・これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進することにより、令和6年度までに認定件数が1,200件を超えることを実現する。 ・なお、当該指標は第5次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標に設定されている。			
【 外 部 要 因 】 地方公共団体による関係者との調整			
【 他 の 関 係 主 体 】 総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等			
【 重 要 政 策 】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日) 2. 社会課題の解決に向けた取組 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日) 1. 取組方針 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日) 1. デジタル田園都市国家構想の推進			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	総合政策局地域交通課		
【 関 係 課 】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【 施 策 目 標 】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(82)【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			

【 他 の 関 係 主 体 】

地方公共団体

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】該当なし

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(86) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		55件 (令和2年度)	200件 (令和6年度)
【指標の定義】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成19年の地域交通法施行以降、令和6年33月末で99件の地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業(現:地域公共交通利便増進事業)、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業)の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。 ・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。 ・これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。 ・なお、当該指標は第2次交通政策基本計画における数値指標に設定されている。			
【外部要因】 地方公共団体による関係者との調整			
【他の関係主体】 総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等			
【重要政策】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第〇〇号) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日) 2. 社会課題の解決に向けた取組 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日) 1. 取組方針 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日) 1. デジタル田園都市国家構想の推進			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(87) 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-2.3% (令和元年度)	減少率を毎年度縮小
【指標の定義】 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。 ・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。 ・これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。			
【外部要因】 人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課地域鉄道再構築推進室、自動車局旅客課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(88)航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①100% (令和元年度) ②96% (令和元年度)	①100%を維持 (令和7年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】			
①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。 ②分母は航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数(平成24年度において北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港) 分子は、分母のうち、当該年度において航空輸送が確保されている離島数			
【目標設定の考え方・根拠】			
①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。 ②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも100%を維持することを目標とする。			
【外部要因】			
①特記事項なし ②船舶等代替交通機関へのシフト、人口減少等による利用者減に伴う収益悪化			
【他の関係主体】			
①地方公共団体(事業主体) 民間事業者(事業主体) ②都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)、航空運送事業者(事業主体)			
【重要政策】			
・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)第3章に記載あり			
【備考】			
【担当課】	①海事局内航課 ②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(89)【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合＊(②地方中核都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②79.5％ ③39.0％ (令和元年度)	②81.3％ ③39.6％ (令和7年度)
【指標の定義】			
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口 【分母】圏域内人口 ※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)			
【目標設定の考え方・根拠】 本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。 ②地方中核都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27％)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3％)を設定して、令和元年度の実績値(79.5％)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。 ③地方都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06％)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1％)を設定して、令和元年度の実績値(39.0％)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
【外部要因】 急激な人口減少、少子化、高齢化の進展			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章に記載あり」 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・令和5年4月14日 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ 「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」			
【備考】 実績値は毎年集計。			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		
【業績指標】	(89) 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①91.1% ②79.5% ③39.0% (令和元年度)	①92.0% ②81.3% ③39.6% (令和7年度)
【指標の定義】			
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口			
【分母】圏域内人口			
※公共交通の利便性の高いエリア: 鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)			
【目標設定の考え方・根拠】			
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。			
目標値については、以下のとおり設定している。			
①三大都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.13%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.15%)を設定して、令和元年度の実績値(91.1%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
②地方中核都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3%)を設定して、令和元年度の実績値(79.5%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
③地方都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1%)を設定して、令和元年度の実績値(39.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
【外部要因】			
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展			
【他の関係主体】			
地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】			
・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章に記載あり」			
・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
・令和5年4月14日 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ			
「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」			
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(90)高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間の事業着手率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約13% (令和元年度)	約47% (令和7年度)
【指標の定義】	高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間(約880km)のうち、事業着手済み区間の延長の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧)51 に記載あり ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日) 災害からの速やかな復旧・復興や、トラックドライバーが不足する中での迅速かつ円滑な物流の実現、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化(12. (10) iii)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化「第3章1-3」		
【備考】			
【担当課】	道路局高速道路課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(91)都市計画道路(幹線道路)の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64.9% (平成29年度)	68.5% (令和7年度)
【指標の定義】 都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。 <分母>都市計画道路(幹線道路)の計画延長 <分子>都市計画道路(幹線道路)の完成延長			
【目標設定の考え方・根拠】 都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。 年0.5%の伸びを確保するよう目標値を設定。 <初期値> 41333.35km／63704.54km			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体、計画主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・社会資本総合整備計画 地方公共団体等が地域の政策課題に対応するため作成した社会資本整備計画に基づき、課題への対応を図る中で、対応策の一部を構成する都市計画道路(幹線道路)の整備が進むことにより、都市における道路交通の円滑化、都市の防災性の向上等、都市機能全般の向上も併せて図られる。			
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】	都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(92) (i-Constructionの推進)直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		79% (令和元年度)	88% (令和7年度)
【指標の定義】 【分子】直轄土木工事におけるICT活用工事(ICT土工+ICT地盤改良工+ICT舗装工+ICT浚せつ工)の実施件数 【分母】直轄土木工事(土工+地盤改良工+舗装工+浚せつ工)の公告件数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和元年度(2019年度)の直轄土木工事におけるICT施工の実績をベースに、令和7年度(2025年度)の実施件数を想定して目標値を設定 (参考)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期の目標 108「国土強靱化施策を円滑に進めるためのインフラDX等の推進に係る対策」 直轄土木工事におけるICT 活用工事の実施率 現状:79%(令和元年度) 中長期の目標:88%(令和7年度) (参考) 第5次社会資本整備重点計画 P72～P73 【51:社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上】 KPI[36]<建設現場の生産性を向上させる> 直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率 令和元年度:79% → 令和7年度:88% (参考)「新経済・財政再生計画」改革工程表2022 P61 「ICTの活用(i-Constructionの推進)」のKPI第2階層 ICT土工の実施率(直轄事業):毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]			
【外部要因】 建設会社(中小企業)のICT施工の導入状況			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・国土強靱化年次計画2022(令和4年6月21日 国土強靱化推進本部決定)			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課(とりまとめ)、大臣官房公共事業調査室		
【関係課】	総合政策局公共事業企画調整課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(93)施設の集約・再編等に向けた取組数 ①道路:施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合 ②河川:老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 ③海岸:南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 ④下水道:汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数 ⑤港湾:既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合 ⑥航路標識:浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率 ⑦公園:ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数 ⑧官庁施設:新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①14% (令和元年度) ②31% (令和元年度) ③77% (令和元年度) ④0箇所 (令和元年度) ⑤56% (令和元年度) ⑥0% (令和2年度) ⑦24 団体 (令和元年度) ⑧0施設 (令和元年度)	①100% (令和7年度) ②41% (令和7年度) ③85% (令和7年度) ④300箇所 (令和7年度) ⑤100% (令和7年度) ⑥100% (令和7年度) ⑦60 団体 (令和7年度) ⑧30 施設 (令和7年度)
【指標の定義】			
①施設の集約・撤去、機能縮小を検討した自治体数／道路施設を有する自治体数 ②無動力化された樋門・樋管数(検討の結果、無動力化の対象外となったもの等を含む)／令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管数 ③分母のうち統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施した施設数／南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設数 ④統廃合によって廃止される汚水処理施設(下水道、集落排水、コミュニティプラント)の数 ⑤既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾数／港湾数(重要港湾以上) ⑥検証した浮標の箇所数／浮標の箇所数 ⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に平成27年度以降に機能の集約・再編の取り組みを行った公園管理者数 ⑧令和元年度から令和7年度までに新たに整備された合同庁舎へ集約された官庁施設数(累計)			
<初期値> ① 252/1,788団体 ② 1,189/3,833施設 ③ 9,562 / 12,368 施設 ④ 0 箇所 ⑤ 71 / 125 港湾 ⑥ 0/1,189 箇所 ⑦ 24 団体 ⑧ 0 施設 <目標値> ①1,788/1,788団体 ②1,560/3,833施設 ③11,550 / 13,588 施設 ④ 300 箇所 ⑤ 125 / 125 港湾 ⑥ 1,189/1,189 箇所 ⑦ 60 団体 ⑧ 30 施設			

【目標設定の考え方・根拠】 ①令和7年度までに全ての自治体で検討するとして目標値を設定。 ②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。 ※分母は約4,000施設を想定。 令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管で無動力化を推進することを目標に設定。 ③南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施することを目標に設定。 ④「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日諮問会議決定)において、平成29年から令和7年度までに380箇所(年63箇所)の廃止の目標を掲げていることに加え、令和元年度末までの3年間で198箇所(66箇所/年)進捗していることから、同程度の進捗を見込んで設定。 ⑤令和7年度までに全ての港湾(重要港湾以上)において、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討することを目標に設定。 ⑥令和3年度から令和7年度までに交換する浮標を対象とし、交換周期の延伸が可能か検討することを目標に設定。 ⑦過年度実績を踏まえ目標値を設定。 ⑧令和7年度までに官庁施設の集約化に資する事業の実施を遅滞なく進めることを目標に設定。	
【 外 部 要 因 】	
【 他 の 関 係 主 体 】 ③農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体) ④地方公共団体(事業主体) ⑦地方公共団体(事業主体)	
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)	
【 備 考 】	
【 担 当 課 】	総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室 ③水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課 ④水管理・国土保全局下水道事業課 ⑤港湾局技術企画課港湾工事高度化室・計画課 ⑥海上保安庁交通部企画課／整備課 ⑦都市局公園緑地・景観課 ⑧大臣官房官庁営繕部計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(94) 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率* ①道路: 地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率 (i) 橋梁 (ii) 舗装 ②河川: 予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率 ③ダム: 健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率 ④砂防: 健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率 ⑤海岸: 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 ⑥下水道: 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 ⑦港湾: 老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 ⑧空港: 予防保全を適切に実施した割合 ⑨鉄道: 令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率 ⑩自動車道: 措置が必要な施設の修繕率 ⑪航路標識: 老朽化等対策が必要な航路標識の整備率 ⑫公園: 予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率 ⑬官庁施設: R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率 ⑭公営住宅: 特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①(i) 約34% (令和元年度) (ii) 0% (令和元年度) ②0% (令和元年度) ③82% (令和元年度) ④91.7% (令和元年度) ⑤84% (令和元年度) ⑥0% (令和元年度) ⑦83% (令和2年度) ⑧100% (令和元年度) ⑨14% (令和2年度) ⑩0% (令和2年度) ⑪55% (令和2年度) ⑫36% (令和元年度) ⑬24% (令和2年度) ⑭-	①(i) 約73% (令和7年度) (ii) 100% (令和7年度) ②100% (令和7年度) ③96% (令和7年度) ④92.4% (令和7年度) ⑤87% (令和7年度) ⑥100% (令和7年度) ⑦87% (令和7年度) ⑧100% (令和7年度) ⑨100% (令和7年度) ⑩100% (令和7年度) ⑪79% (令和7年度) ⑫100% (令和7年度) ⑬100% (令和7年度) ⑭85% (令和7年度)

【 指 標 の 定 義 】

- ①(i) 修繕に着手した橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数／修繕が必要となる橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数
 (ii) 修繕に着手した延長(路盤の損傷あり)／緊急輸送道路等の防災上重要な道路で修繕が必要となる延長(路盤の損傷あり)
- ②対策を実施した機械設備等の数／長寿命化計画が策定され、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっている内水排除施設の機械設備等の数
- ③予防保全段階が解消されたダム管理施設数／管理移行後30年以上が経過したダム管理施設数
- ④健全な施設数(全体数から要対策施設数を除いたもの)／砂防関係施設全数
- ⑤事後保全段階以外の海岸堤防等の割合
 (健全度評価で事後保全段階以外の施設延長／全施設延長)
- ⑥対策を完了した延長／計画的な点検調査を行った下水道管路のうち、緊急度Ⅰ判定となった延長
- ⑦予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった施設／老朽化した港湾施設
- ⑧修繕が完了した空港数／空港基本施設の修繕対象空港数
- ⑨対策が完了した施設数／予防保全が必要な施設数(※)
 ※令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められた施設数
- ⑩修繕した施設／定期点検の結果によりⅢもしくはⅣの区分となった施設
- ⑪整備完了した航路標識の箇所数／老朽化等対策が必要な航路標識の箇所数
- ⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した公園数／公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の公園数
- ⑬分母のうち、対策済み施設数／R2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設数
- ⑭更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅を更新した戸数／更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅の戸数

< 初期値 >

- ①(i) -
 (ii) -
- ② 0/1,541設備
- ③ 246/約300 施設
- ④ 88,563/96,615 基・箇所
- ⑤ 5,985km/7,080km
- ⑥ 0/約400 km
- ⑦ 20,615/ 24,974施設
- ⑧ 108/108 空港
- ⑨ 25/180 箇所
- ⑩ 0/12 施設
- ⑪ 630/1,139 箇所
- ⑫ 17,682/48,804 公園
- ⑬ 4/17 施設
- ⑭ -

< 目標値 >

- ①(i) -
 (ii) -
- ② 1,541/1,541設備
- ③ 299/311 施設
- ④ 89,247/96,615基・箇所
- ⑤ 7,175km/ 8,202km
- ⑥ 434/434 km
- ⑦ 21,692/ 24,949施設
- ⑧ 107/107 空港
- ⑨ 180/180 箇所
- ⑩ -
- ⑪ 897/1,139 箇所
- ⑫ 47,648/47,648 公園
- ⑬ 17/17 施設
- ⑭ 19,500戸/23,000戸

【目標設定の考え方・根拠】

- ①(i)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※目標値の分母は約99,000橋(令和元年度時点)を想定。
- (ii)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約2,700km(令和元年度時点)を想定。
- ②長寿命化計画が策定されている内水排除施設の機械設備等について、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっているものを解消することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)79-1に対応する指標であるが、指標の定義・目標値は異なっている。第五次社重点指標では、都道府県まで網羅しており、統計を取る上では国、県双方の進捗が確認できる。
- ③健全度が「予防保全段階」の施設で対策を実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)80-1に対応する指標であるところ、指標の定義が異なるが、これは、メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみで、実質的には5か年と同じものである。
- ④「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。要対策と判定された砂防関係施設のうち、社会的影響が大きく、特に緊急を要する施設(要緊急対策施設)のうち、約8割の老朽化対策を完了することを目標に設定。
- ⑤海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了させることを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)82に対応する指標であるが、指標名が異なる(数値は同一。メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみ)。
- ⑥「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約400km(令和元年度時点)を想定。
- ⑦「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約25,000施設。
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施する。
- ⑧空港基本施設の点検結果より、基準値逸脱及び運航に支障を与える異常がない状態を100%として目標値を設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)89に対応する指標であるが、指標の定義が異なる。これは、社重点での指標登録は、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率となっていたため、空港施設の修繕率へ記載ぶりを変更したことによるもの。
- ⑨「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)88の指標・目標値を引用。
- ⑩措置が必要な施設すべてを100%とする。
- ⑪「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約1,139箇所を想定。
- ⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の全ての都市公園において実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)85と同様、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた指標であるが、指標の定義が異なる。社重点では、長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合を指標としている一方、5か年加速化対策では、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施した都市公園の割合を指標としているものである。
- ⑬令和2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設の全てについて、R7年度までに対策を行うことで目標値を設定。
- ⑭「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。

【外部要因】

【他の関係主体】

- ⑤農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)
⑨鉄軌道事業者
⑩自動車道事業者(事業主体)
⑫地方公共団体(事業主体)
⑭地方公共団体(事業主体)

【重要政策】

- ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり
・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)

【備考】

【 担 当 課 】	総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室・治水課 ③水管理・国土保全局河川環境課流水企画室 ④水管理・国土保全局砂防部保全課 ⑤水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課 ⑥水管理・国土保全局下水道事業課 ⑦港湾局技術企画課港湾工事高度化室 ⑧航空局空港技術課 ⑨鉄道局施設課 ⑩物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 ⑪海上保安庁交通部企画課／整備課 ⑫都市局公園緑地・景観課 ⑬大臣官房官庁営繕部計画課 ⑭住宅局住宅総合整備課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する			
【業績指標】	(95)リート等の資産総額*	業績目標		
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
		25兆円 (令和2年度)	40兆円 (令和12年度)	
【指標の定義】 リート(注1)、私募リート(注2)、不動産特定共同事業(注3)の資産総額(注4)の合計額 (注1) リート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。 (注2) 私募リートとは、リート(注1)と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。 (注3) 投資家から出資を募って、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。 (注4) 取得価格ベース。				
【目標設定の考え方・根拠】 <目標設定の考え方> 不動産証券化を推進し、不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、不動産取引の活性化を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等に貢献するものである。引き続き、官民が連携して不動産投資市場の拡大を目指すため、新たな目標値を設定することとする。 <根拠> リート、私募リート、不動産特定共同事業それぞれにおいて、引き続き、過去10年間の平均増加額を維持して成長し続けると仮定して目標値を設定することとする。 なお、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、投資判断に一定期間を要する不動産投資においては、5年という期間ではなく長期の目標が適切であることから、10年後の目標値として設定することとする。				
【外部要因】 金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響				
【他の関係主体】 金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管、「不動産特定共同事業法」を共管している)				
【重要政策】 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ(令和4年6月7日 閣議決定) 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG投資の促進を図る。」(Ⅲ 1 (3) ②)				
【備考】 優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめ、官民が連携して不動産投資市場の更なる拡大を目指すためには、新たな目標値を設定し引き続き取組を進める必要がある。 実績値は毎年度集計。				
【担当課】	不動産・建設経済局不動産市場整備課			
【関係課】				

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
【業績指標】	(96)指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		188千件 (令和2年度)	204千件 (令和7年度)
【指標の定義】 指定流通機構(注1)(レインズ)(注2)の売却物件に係る各年度の成約報告件数(注3) (注1)指定流通機構とは、宅地建物取引業法第50条の2の5に基づき指定された者をいう。 (注2)レインズとは、指定流通機構である不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム(Real Estate Information Network System)を指すが、レインズという名称は、指定流通機構の通称にもなっている。不動産流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。 (注3)指定流通機構(レインズ)には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件(マンション・戸建住宅等)及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、初期値及び目標値等は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。			
【目標設定の考え方・根拠】 宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 目標については、平成28年度から令和2年度にかけての成約報告件数の伸びの平均(1.7%)が、令和3年度以降5年間継続するものとした件数を、当該目標値として設定した。			
【外部要因】 不動産市場動向(地価・住宅価格の下落)、金融市場の動向(金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等)			
【他の関係主体】			

【 重 要 政 策 】

・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30 年6月15日)
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」(第2章 5. (4)⑥)

・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～(平成 28 年6月2日)
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」(第2章 3. (3))

・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～(平成 27 年6月 30 日)
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」(第2章 3. [2] (2))

・日本再興戦略2016(平成 28 年6月2日)
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」(第二 一. 11(2) i)

・ニッポン1億総活躍プラン(平成 28 年6月2日)
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」(5. (6))

・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015(平成 27 年6月 30 日)
「建物検査(インスペクション)や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」(Ⅲ. 4(1)⑤)

【 備 考 】

【 担 当 課 】	不動産・建設経済局不動産業課
【 関 係 課 】	不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局土地政策課

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設・都市開発の海外受注高)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3兆円 (令和2年度)	4兆円 (令和7年度)
【指標の定義】 建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)			
【目標設定の考え方・根拠】 令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標97「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】建設・都市開発の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、4兆円を目標値として設定した。			
【外部要因】 国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定) 我が国企業が2025年に約34兆円のインフラシステムを受注することを目指す。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局国際市場課		
【関係課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(98)国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.6% (令和3年10月)	100% (令和7年度末)
【指標の定義】 建設キャリアアップシステム活用工事の導入率＝建設キャリアアップシステム活用工事発注機関／全発注機関×100 「国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率」については、すべての工事を網羅的に把握することは現実的ではないため、当該機関が発注する工事のうち導入実績があれば、その機関においては導入されたとみなして計上する。 上記数値の把握については、建設業課で実施している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」における調査項目「建設キャリアアップシステムの活用促進」を用いる。			
【目標設定の考え方・根拠】 建設業は国民生活・社会経済を支える大きな役割を担っているが、他産業を上回る高齢化が進展しており、近い将来における担い手の確保が喫緊の課題となっている。 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、蓄積された情報をもとに技能と経験に応じた処遇につなげるとともに、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、将来にわたる建設業の担い手を確保、ひいては、建設産業全体の生産性向上を目指す上での重要なシステムである。 CCUSを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和7年度末までに国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を100%とすることを目標とする。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。(第2. 5. (7)) ・新しい資本主義実行計画(令和5年6月16日閣議決定)(成長戦略等のフォローアップ抜粋) 建設資材価格の変動への対応や、建設業での処遇改善のため、契約当事者間でのリスク分担が適切に担保された請負契約締結の推進、建設キャリアアップシステムを活用した施工体制の見える化、現場技能者への賃金支払の適正化等に向けた方策を検討し、2023 年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。(第IV. 1) ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法と改正物流法に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化により、(略) 処遇改善や取引適正化の取組を進める。(第2章1. (1))			
【備考】			
【担当課】	大臣官房参事官(建設人材・資材)		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		
【業績指標】	(99) 統計の利用状況* (政府統計の総合窓口(e-Stat)における情報政策部門の 所管統計へのアクセス件数)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3,157,195件 (令和5年度)	5,913,767件 (令和10年度)
【指標の定義】 情報政策部門が所管している統計調査の結果は、統計ユーザーへの利用を広く促すため、政府統計の総合窓口でも公表しており、それへのアクセス件数を指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 統計調査の結果は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において政府統計の総合窓口:e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/)に登録し、電子的な方法等により統計データを提供するものとされている。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)においても、引き続きe-Statへの集約を進めることが規定されている。これらから、情報政策部門が所管している統計調査のe-Statへのアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。 アクセス件数の目標値の設定に当たっては、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の増加率を用い、令和5年度を初期値とし、令和10年度の目標値を設定している。ただし、令和5年度から制度変更があった建築着工統計の増加分を除いている。			
【外部要因】 なし			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定) 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 (3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成			
【備考】 なし			
【担当課】	総合政策局情報政策課		
【関係課】	総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(100) 地籍調査の進捗率*(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①79% (令和元年度) ②52% (令和元年度)	①87% (令和11年度) ②57% (令和11年度)
【指標の定義】 ①地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 ②地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。			
【目標設定の考え方・根拠】 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)においては、地籍調査対象地域(287,966km ² :全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域)のうち、優先実施地域(土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍調査対象地域から除いた地域 :188,694km ²)での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に87%とすることを目指すとともに、地籍調査対象地域全体での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に57%とすることを目指すこととしており、これを目標値とする。 ※調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したもの。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(地籍調査の事業主体)			

【重要政策】

- 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- 国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)
- 国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号)
- 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)

○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)における地籍調査(略)の促進等。(第4章3. ※155)

○都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定 令和4年10月25日一部変更)

- ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。(第2の2都市再生に関する施策の基本的方針)
- ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る(同上)

○首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更)

・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する(7(2)③シ)

○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定)

- ・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。(第Ⅱ部1.(1)①a))
- ・国土の実態を適正に把握するため、(略)対象地域全体での地籍調査進捗率を令和11年度で57%とする等の目標に基づく地籍整備の推進(略)を着実に行う。(第Ⅱ部4.(1)①)

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)

- ・地籍調査について、より円滑かつ迅速に推進する方策を検討し、所要の措置を講ずる(略)(Ⅲ1.(3)②)

○国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)

・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。(第3章2(12))

○土地基本方針(令和3年5月28日閣議決定)

- ・国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。(第二3.(2))
- ・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。(第四1.)
- ・リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する(略)(第五5.)
- ・地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進(略)(第五6.)

○防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)

- ・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策(第2章1(1))

○社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」

- ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進(第3章第2節1.)

(参考)・地籍調査の対象地域全体での進捗率 R元年度52% → R11年度57%

・地籍調査の優先実施地域での進捗率 R元年度79% → R11年度87%

・社会資本整備を円滑かつ効率的に進める上で、地籍整備の実施による土地境界の明確化など、土地に関する情報の整備は不可欠であり、いわば社会資本整備のためのインフラとも言えるものである。国土調査事業十箇年計画に基づき、社会資本整備等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。(第4章第5節)

○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)

- ・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査に関し、令和2年の国土調査法等の改正により導入した新たな調査手続・調査手法の普及のための職員の派遣等、地籍調査を円滑かつ迅速に実施するための地方公共団体への支援を推進するとともに、必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。さらには、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(令和6年)で行うこととされている計画の検証・見直しを見据え、調査手法等の改善に係る地方公共団体や民間事業者等のニーズを汲み取り、これを踏まえて、国と地方の役割分担を含め、関係省庁が連携しつつ、より円滑かつ迅速に地籍調査を推進する方策について検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の改善措置を講じる。(3)

【 備 考 】	
【 担 当 課 】	不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(101) 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		47% (令和元年度)	100% (令和11年度)
【指標の定義】 土地分類基本調査の対象面積(人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000km ²)に対する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000km ² 、目標値は令和11年度までの実施面積38,000km ² 。			
【目標設定の考え方・根拠】 第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000km ² を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000km ² を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ○国土調査法(昭和26年法律第180号) ○国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定) 国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。 ○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定) 災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、GISデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。(第Ⅱ部1.(1)①)			
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【業績指標】	(102) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		33.4% (令和5年度)	35.9% (令和10年度)
【指標の定義】 トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関((公社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会)			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局貨物流通事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	(103) 我が国造船業の船舶建造量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		14百万総トン (平成28年～令和元年の平均値)	18百万総トン (令和7年)
【指標の定義】 我が国造船業の新造船建造量 【初期値:H28～R1の平均】 $14,330,616 = (13,337,209 + 13,197,546 + 14,551,631 + 16,236,079)/4$			
【目標設定の考え方・根拠】 過去における我が国造船業の新造船建造量の最大値である20百万総トン(2010年)に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である18百万総トンを、政策による基盤強化を通じて、我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025年の目標としている。			
【外部要因】 海運市場の市況(新型コロナウイルス感染症の影響含む)、金融市場の動向、為替の動向、資機材価格の高騰 等			
【他の関係主体】 造船事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年度法律第43号) ・経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日) 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、(中略)造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。(2.(3)分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築) ・成長戦略フォローアップ(令和4年度6月7日) 海運業・造船業の国際競争力の強化のため、脱炭素のニーズに応える 環境性能の高い船舶の導入を一層促進する措置を 2022 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。また、造船業の DX やサプライチェーンの強靱化を推進するため、2022 年度に船舶の開発・設計、建造、メンテナンス等における船舶に係るデータ連携に関するロードマップの策定等を行う。(IV. 3.)			
【備考】 本指標は、第2次交通政策基本計画の重点指標とされている指標である。 また、実績値は毎年集計する。			
【担当課】	船舶産業課		
【関係課】	海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	(60)【再掲】内航船員1人・1時間当たりの輸送量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4,019トンキロ (平成30年度)	4,919トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】 内航船員1人・1時間当たりの内航海運の輸送量(トンキロ)。			
【目標設定の考え方・根拠】 内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和2年度までに2%とするとされていること、これまでの平均伸び率は1.3%(平成27年時点)であることを考慮し、令和元年度までは毎年1.3%ずつ、以降令和7年度までは毎年2%ずつ伸びることとし、10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について(中間とりまとめ)」において、令和7年度までに平成27年度の内航船員1人・1時間当たりの輸送量の実績値の17%増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値(4,919トンキロ)を目標値として設定することとする。			
【外部要因】 景気の動向			
【他の関係主体】 民間事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)			
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	37 総合的な国土形成を推進する		
【業績指標】	(104) 国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		8 (平成28年度)	初期値以上 (毎年度)
【指標の定義】 第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)第1部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための3つの方向性、8分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる11項目の指標のうち、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。			
【目標設定の考え方・根拠】 国土形成計画(全国計画)では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に3つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成28年度の実績値(初期値:8)以上となることを目標とするものである。 なお、令和3年度までは目標の進捗を代表的に示すと考えられる指標を12項目使用していたが、その一つである「ブロック内に本社を有する外資系企業(操業中)の数」については、統計として使用した経済産業省「外資系企業動向調査」が令和2年度をもって廃止された。後続の調査である独立行政法人日本貿易振興機構「外資系企業ビジネス実態アンケート」については平成27年度との比較データが存在しないことから、令和4年度評価より指標から削除し、指標を11項目使用することとした。			
【外部要因】 新型コロナウイルス、経済情勢、社会状況の変化			
【他の関係主体】 関係省庁			
【重要政策】 ・第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日) ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) 対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する(第6章(5))			
【備考】			
【担当課】	国土政策局総合計画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(105) 電子基準点の観測データの取得率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		99.77% (令和元年度)	99.50%以上 (毎年度)
【指標の定義】 取得率(%)=(電子基準点において観測できたデータ量の和(全点)／電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点)※)×100 ※電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点) ＝30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回)×60分×24時間×全電子基準点数 初期値(1,384,979,629／1,388,234,880)=0.9977			
【目標設定の考え方・根拠】 全国約1,300箇所 に設置した電子基準点において衛星測位システム(GNSS:Global Navigation Satellite System)の連続観測を実施し、そのデータを収集・解析して正確な電子基準点の位置を把握している。観測されたデータと正確な位置情報は、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ、多種多様な測量や測位の他、地殻変動の監視や地震・火山活動の予測、危険度評価に利用されており、我が国において不可欠なものとなっている。 国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電対策を継続的に講じてトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、令和2年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。			
【外部要因】 長期間の停電や通信経路遮断等			
【他の関係主体】 電力会社、通信会社			
【重要政策】 ・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号):第20条 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日):第3章 「防災気象情報の高度化・利活用推進・基盤的施設の継続性確保、南海トラフ西側領域等での観測網の整備等を進めるとともに、GPS及び準天頂衛星等の衛星測位システム(GNSS)による観測データや、各種災害リスク情報の一元化等の防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報(G空間情報)の提供及びこれらを活用した国土監視、社会インフラの新技術等の研究開発・科学的知見の充実を推進する。」			
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院測地観測センター衛星測地課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(106) 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15,000km ² (令和元年度)	70,000km ² (令和3年度～令和7年度の累積)
【指標の定義】 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新面積			
【目標設定の考え方・根拠】 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)は、地形を表す標高データであり、様々な行政機関(国土交通省、林野庁、地方公共団体等)が公共測量として実施した航空レーザ測量成果を用いて整備している。このデータは、国土の適切な管理・保全、防災・減災の推進等に必要不可欠な地理空間情報となっており、行政・民間を問わず、多様な分野で利用されている。基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の鮮度が時間経過により失われ、その利用価値が低下しないようにするため、引き続き継続的に整備・更新を行う事が重要であることから、令和3年度から令和7年度にかけて70,000km ² を整備・更新することとし、目標値を設定している。			
【外部要因】 公共測量における航空レーザ測量の実施状況			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体、航空レーザ測量を実施) 林野庁(事業主体、航空レーザ測量を実施)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院基本図情報部管理課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(107) G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6件 (R3年度)	10件 (R8年度)
【指標の定義】 G空間情報センターと他の地理空間情報を保有する各種データプラットフォーム等とのデータ連携(API連携・データ登録・データ提供等)を実施する累計件数。			
【目標設定の考え方・根拠】 地理空間情報が流通・活用等がされている状態を示すため、G空間情報センターと連携する各種データプラットフォーム等の件数を指標としており、令和3年度末時点でG空間情報センターと連携しているデータプラットフォームの件数である6件を初期値とし、現在、連携候補の各種データプラットフォームの動向を考慮して、目標値を10件と設定した。			
【外部要因】 連携先候補であるデータプラットフォームの動向や意向			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号) ・地理空間情報活用推進基本計画(第4期:令和4～令和8年度)(令和4年3月18日閣議決定) 「地図情報、画像情報、統計情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するG空間情報センターの一層の活用促進を図る。このため、令和8年度までに10件の各種データプラットフォームとのAPI等による連携を進めるとともに、共有・集約したデータの解析・加工によって新たな価値あるデータやサービスを創出する、地理空間情報の循環システムの形成を目指す。」(第Ⅱ部4.(3))			
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ①離島地域の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①349千人 (令和2年度)	①315千人以上 (令和7年度)
【指標の定義】 ①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の住民基本台帳登録人口の総計とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 離島地域の総人口 離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。 初期値は令和2年度末の離島地域(254島)の総人口、目標値は令和7年度末に想定される人口減少を上回ることとした。 ○目標値の設定の具体的考え方 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成30年度末～令和2年度末)をもとに離島の令和7年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の離島の令和7年度人口推計値に全国人口増減比率(令和2年～令和7年末にかけての推計人口の年間増減率を平成30年～令和2年末にかけての人口の年間増減率で除したものを)を乗じ、令和7年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、地方公共団体			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024 について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局離島振興課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ②奄美群島の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②101千人 (令和5年度)	②95千人以上 (令和10年度)
【指標の定義】 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 奄美群島の総人口 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、人口流出等による総人口の減少が続いている。このため、振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図り、総人口の減少傾向を抑制する。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いる。 ○目標値の設定時期の考え方 奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。 ○目標値の設定の考え方 奄美群島における総人口の減少傾向を抑制することを目標とする。 具体的には、群島内の総人口の過去(平成25～29年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去(平成25年～29年度)の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加え、目標値とした。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、鹿児島県、地元市町村			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ③小笠原村の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		③2,464人 (令和5年度)	③2,464人以上 (令和10年度)
【指標の定義】 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする(外国人除く)。			
【目標設定の考え方・根拠】 小笠原村の総人口 地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と移住・定住の促進に結びつける必要がある。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 ○目標値の設定時期の考え方 小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。 ○目標値の設定の考え方 令和5年度末時点の小笠原諸島の総人口2,464人を基に、帰島及び移住・定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、令和10年度末時点では2,464人以上を目標とする。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、東京都、小笠原村			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応(3) 地方活性化及び交流の拡大(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【 施 策 目 標 】	40 北海道総合開発を推進する		
【 業 績 指 標 】	(109) 北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	半数以上 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。 <代表指標> ・来道外国人旅行者数 ・外国人宿泊客延数の地方部割合 ・客室稼働率の季節較差 ・農業産出額 ・食料品製造業出荷額 ・道産食品輸出額 ・防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。 計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されることが考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 経済情勢、社会状況の変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 関係府省庁、地方公共団体			
【 重 要 政 策 】 ・第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	北海道局参事官		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【 施 策 目 標 】	40 北海道総合開発を推進する		
【 業 績 指 標 】	(110) 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4.15百万円/人 (平成30～令和4年 度の平均)	初期値以上 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)の人口一人当たりの地域の主要産業(農業、漁業、製造業)の生産額。			
【目標設定の考え方・根拠】 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(以下「振興計画」という。)」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。 本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって、主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を第8期振興計画の計画期間(平成30～令和4年度)における実績値の平均である4.15百万円/人とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体			
【 重 要 政 策 】 ・第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	北海道局参事官		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する		
【業績指標】	(111) 目標を達成した技術開発課題の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	90% (毎年度)
【指標の定義】 当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。 実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。			
【外部要因】 設備故障等の不可抗力 資機材の入手困難			
【他の関係主体】			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する		
【業績指標】	(112)スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		23 (令和2年4月)	100 (令和7年度)
【指標の定義】 スマートシティの取組において、サービス提供のための UI/UX(アプリ等)や、データの収集・加工・連携等のための都市OS、データ化及び接続のためのデバイス、ネットワーク、中継機器等の技術を実装した自治体・地域団体数			
【目標設定の考え方・根拠】 「未来投資戦略2018－「Society 5.0」「データ駆動 型社会」への変革－」にて、『まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ』の記載が盛り込まれる等、平成30年度頃から、内閣府・総務省・経済産業省と連携してスマートシティの取組を進めているところである。 令和2年4月時点で、スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は、23団体であり、令和3年4月に、関係省庁合同でスマートシティガイドブックの公表を行う等、全国への普及展開にむけた取組を加速化していることから、令和7年度の目標として100団体での技術の実装を関係府省と連携して達成することとしている。 (参考) 経済財政運営と改革の 基本方針2021(骨太方針)『スマートシティを2025 年度までに100 地域構築する』			
【外部要因】			
【他の関係主体】 内閣府、総務省、経済産業省(スマートシティ関連施策を実施する関連府省と連携し、政府全体で当該目標の達成に取り組む)			
【重要政策】 ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) スマートシティに関し、技術の実装をした地方公共団体・地域団体数 実装地域数23(令和2年度)→実装地域数100(令和7年度) (第4章基本的方針A.) ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日) スマートシティを2025年度までに100地域構築する。(第2章3.) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日) 令和7年度(2025年度)までに100地域での構築に向け、スマートシティの全国での実装を推進する。(第6章2.) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日) 2025年までに100地域の先導的なスマートシティの創出を目指す。(第3章1.) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局国際・デジタル政策課／市街地整備課		
【関係課】	総合政策局モビリティサービス推進課		

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	42 情報化を推進する		
【業績指標】	(113) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0件 (平成24年度)	0件 (毎年度)
【指標の定義】 国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。			
【目標設定の考え方・根拠】 近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく0件とすることを目標値として設定した。			
【外部要因】 重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大			
【他の関係主体】 内閣サイバーセキュリティセンター及び関係省庁			
【重要政策】 ・サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号) ・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日) 「我が国の経済や社会は、様々な重要インフラサービスの継続的な提供に依存しているが、重要インフラ間の相互依存性の高まりやサプライチェーンの複雑化・グローバル化を踏まえると、安全で安心な社会の実現には、脅威が年々高まっている重要インフラのサイバーセキュリティを確保し、強靱性を高めることが不可欠である。 基本法では、重要インフラ事業者の責務を明確に定めるとともに、国は、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう規定されている。 こうしたことを踏まえ、重要インフラに関わる各主体がそれぞれの責務を認識し、官民が一体となって堅牢な重要インフラの実現に向けた取組を推進する。」 ・重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(令和4年6月17日決定サイバーセキュリティ戦略本部) ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(サイバー対処能力強化法案)(令和7年2月7日閣議決定) ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(サイバー対処能力強化法整備法案)(令和7年2月7日閣議決定)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局情報政策課 総合政策局行政情報化推進課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進		
【施策目標】	43 国際協力、連携等を推進する		
【業績指標】	(114) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (①建設・都市開発の海外受注高(再掲)、②モビリティ・交通の海外受注高)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①3兆円(令和2年度) ②6兆円(令和2年度)	①4兆円(令和7年度) ②8兆円(令和7年度)
【指標の定義】 ①建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計) ②交通関連企業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等に基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等に基づき集計)			
【目標設定の考え方・根拠】 令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標114「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は4兆円、②は8兆円の合計12兆円を目標値として設定した。			
【外部要因】 国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 ・フォローアップ(令和4年6月7日) ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)(令和5年6月1日)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		
【関係課】	不動産・建設経済局国際市場課		

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(115) 官庁施設の耐震基準を満足する割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		94.6% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合(面積率)。			
【目標設定の考え方・根拠】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成37年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、100%を令和7年度の目標値としている。 なお、本指標は社会資本整備重点計画の「重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)」として登録されている。			
【外部要因】 社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合の変化、都市計画等の進捗 等			
【他の関係主体】 関係省庁			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	該当なし		

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(116) 保全への取組状況が良好な施設の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		98% (令和4年度)	98% (毎年度)
【指標の定義】 国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。 この調査は、①保全の体制・計画、②点検等の実施状況、③施設の状況の3項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。 これらの評点の平均が80点以上の施設を「保全への取組状況が良好な施設」とし、官庁施設(保全実態調査を実施した施設数、基礎情報のみの調査を除く)に対する割合(施設数)を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 評点の平均点が80点以上の施設は、保全への取組状況が良好な施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。良好な保全の着実な進展を図るため、保全指導を強化し、98%を令和7年度の目標値として取り組んできた。令和4年度に目標値には到達したが、本指標は各省各庁の保全担当者及び国土交通省の保全指導担当者の持続的な取組なしには維持できないものであるため、今後も保全への取組状況が良好な施設の割合が下がることのないよう引き続き質の高い保全指導に取り組むことが必要であり、令和5年度以降も、引き続き98%以上を維持することを目標とする。			
【外部要因】 点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災			
【他の関係主体】 各省各庁			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	官庁営繕部計画課保全指導室		